

○経済産業省令第三十九号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代行

国務大臣 新藤 義孝

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削る。

改正後	改正前
-----	-----

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～二十六 「略」

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～二十六 「略」

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十八～三十五 「略」

2・3 「略」

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 「略」

一～十八 「略」

十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。

二十～二十三 「略」

二十八～三十五 「略」

2・3 「略」

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 「略」

一～十八 「略」

十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。

二十～二十三 「略」

2
〔略〕

(危害予防規程)

第六条 〔略〕

一～三 〔略〕

四 製造施設の保安に係る点検に関すること

第一号に掲げるものを除く。)

五～十一 〔略〕

2～9 〔略〕

(火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)

第十六条 〔略〕

一・二 〔略〕

2
〔略〕

(危害予防規程)

第六条 〔略〕

一～三 〔略〕

四 製造施設の保安に係る巡視及び点検に關す

ること(第一号に掲げるものを除く。)

五～十一 〔略〕

2～9 〔略〕

(火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)

第十六条 〔略〕

一・二 〔略〕

三 「略」

イ〜ホ 「略」

へ 建築物には、盗難を防止するための自動
警報装置を設置すること。

ト 「略」

三の二 「略」

四 「略」

イ〜ハ 「略」

ニ 設備には、盗難を防止するための自動警
報装置を設置すること。

三 「略」

イ〜ホ 「略」

へ 建築物には、盗難を防止するための自動
警報装置を設置するとともに、定期的
にその機能を点検し、作動するよう維持するこ
と。

ト 「略」

三の二 「略」

四 「略」

イ〜ハ 「略」

ニ 設備には、盗難を防止するための自動警
報装置を設置するとともに、定期的
にその機能を点検し、作動するよう維持するこ

と。

ホ 「略」

四の二・五 「略」

(貯蔵上の取扱い)

第二十一条 「略」

一〇十三 「略」

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、その機能を点検し、作動するよう維持すること。

2 「略」

(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

ホ 「略」

四の二・五 「略」

(貯蔵上の取扱い)

第二十一条 「略」

一〇十三 「略」

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2 「略」

(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条 「略」

一〇十五 「略」

十六 前各号に掲げるもののほか、火薬庫には、盗難を防止するための措置を講ずること。

(完成検査に係る認定の基準等)

第四十四条の七 「略」

2 法第四十五条の三の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する方法により行う。

第二十四条 「略」

一〇十五 「略」

十六 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

(完成検査に係る認定の基準等)

第四十四条の七 「略」

2 法第四十五条の三の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一・二 [略]

3 [略]

(火薬類取扱所)

第五十二条 [略]

2・3 [略]

一 [略]

二 火薬類取扱所には平家建の建物を設け、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

三 [略]

四 [略]

一・二 [略]

3 [略]

(火薬類取扱所)

第五十二条 [略]

2・3 [略]

一 [略]

二 火薬類取扱所には平家建の建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防止し得る構造とすること。

三 [略]

三の二 [略]

「削る」

五〇十三 「略」

4 「略」

(火工所)

第五十二条の二 「略」

2・3 「略」

一・二 「略」

三 火工所に火薬類を存置する場合には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

四 火薬類取扱所の建物の入口の扉には、火薬

類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

五〇十三 「略」

4 「略」

(火工所)

第五十二条の二 「略」

2・3 「略」

一・二 「略」

三 火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所とし

と。ただし、火工所として、前条第三項第二号及び第三号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号及び第三号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四〇七 「略」

（発破）

第五十三条 「略」

一〇十五 「略」

十六 発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域に関係人のほかは立ち入らないような措

て、前条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四〇七 「略」

（発破）

第五十三条 「略」

一〇十五 「略」

十六 発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に

置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

(構造物解体発破)

第五十四条の三 「略」

一～八 「略」

九 発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあつてはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた危険区域に関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付近の者に発破する旨の通報を行い、危

関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

(構造物解体発破)

第五十四条の三 「略」

一～八 「略」

九 発破母線への結線開始後（ガス導管発破にあつてはガス導管発破器への結線終了後）は、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講ずること。また、付

険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

十〇十二 「略」

(コンクリート破砕器の消費)

第五十六条の二 「略」

1〇3 「略」

4 「略」

一・二 「略」

三 火工所にコンクリート破砕器を存置する場

合には、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。ただし、火工所として、第五

近の者に発破する旨の通報を行い、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

十〇十二 「略」

(コンクリート破砕器の消費)

第五十六条の二 「略」

1〇3 「略」

4 「略」

一・二 「略」

三 火工所にコンクリート破砕器を存置する場

合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号、

十二条第三項第二号及び第三号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号及び第三号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四・五 「略」

5・6 「略」

（建設用びよう打ち銃用空包の消費）

第五十六条の三 「略」

一～三 「略」

四 建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、盗難を防止するための措置を講ずること。

第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

四・五 「略」

5・6 「略」

（建設用びよう打ち銃用空包の消費）

第五十六条の三 「略」

一～三 「略」

四 建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、堅固な設備に収納し、施錠すること。

と。

五・六 [略]

2 [略]

第六十七条 [略]

2 [略]

一 [略]

二 爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、

かつ、関係人のほかは立ち入らないような措

置を講ずること。

三〇六 [略]

三〇七 [略]

ただし、見張人を常時配置している場合には、この限りでない。

五・六 [略]

2 [略]

第六十七条 [略]

2 [略]

一 [略]

二 爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、

かつ、見張人を置き作業に必要でない者の通

行を遮断すること。

三〇六 [略]

三〇七 [略]

(定期自主検査)

第六十七条の九 「略」

- 一 一年二回以上毎年定期に行うこと。ただし、常時監視又はこれに類する方法により、製造施設若しくは火薬庫が次号の技術上の基準に適合し、又は避雷装置、警鳴装置若しくは消火設備等が円滑に作動することを常に確認している場合、その確認に係る装置等については、年一回以上とする。

- 二 製造施設又は火薬庫の構造、位置及び設備が法第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査

(定期自主検査)

第六十七条の九 「略」

- 一 一年二回以上毎年定期に行なうこと。この場合において、製造または貯蔵について繁忙期のある製造施設または火薬庫については、繁忙期の直前に一回は行なわなければならない。

- 二 製造施設又は火薬庫を大掃除した後、その構造、位置及び設備が法第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合している

すること。

三 「略」

(危険時の措置)

第八十七条 「略」

一 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

二～四 「略」

別表第一 (第四十四条第一項関係)

1 製造設備が定置	検査項目	完成検査の方法
-----------	------	---------

か否かについて検査すること。

三 「略」

(危険時の措置)

第八十七条 「略」

一 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。

二～四 「略」

別表第一 (第四十四条第一項関係)

1 製造設備が定置	検査項目	完成検査の方法
-----------	------	---------

<p>式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p>	<p>一 第四条第一項 第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒</p>
<p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の揭示の状況を、目視又はこれに類する方法（以</p>	<p>一 第四条第一項 第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の揭示の状況を、目視又はこの措置並びに警戒</p>
<p>式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p>	<p>一 第四条第一項 第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒</p>
<p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の揭示の状況を、目視及び図面により検査する。</p>	<p>一 第四条第一項 第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒</p>

戒札の掲示の状	況	二 第四条第一項	第二号の危険区域の施設の設置制限	三 第四条第一項	第三号の火災による延焼を防止
下この表、別表第二	、別表第三及び別表	る。	第四において「目視等」という。）及び	二 危険区域に設置した施設の種類を、目視等により検査する。	三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について火災に
戒札の掲示の状	況	二 第四条第一項	第二号の危険区域の施設の設置制限	三 第四条第一項	第三号の火災による延焼を防止
		二 危険区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。	三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について火災に		

するための措置

四 第四条第一項

第四号の危険工
室等の保安距離

よる延焼を防止する

ための措置の状況を
、目視等、図面、巻
尺その他の測定器具
を用いた測定又は機
器等の作動試験若し
くはその記録により
検査する。

四 危険工室等から製

造所以外の保安物件
までの距離を、巻尺
その他の測定器具を
用いた測定により検

するための措置

四 第四条第一項

第四号の危険工
室等の保安距離

よる延焼を防止する

ための措置の状況を
、目視、図面、巻尺
その他の測定器具を
用いた測定又は機器
等の作動試験若しく
はその記録により検
査する。

四 危険工室等から製

造所以外の保安物件
までの距離を、巻尺
その他の測定器具を
用いた測定により検

五 第四条第一項
第四号の二の危
険工室等の保安
間隔

査する。ただし、当
該測定において、既
定の距離を満たして
いることが目視等に
より容易に判定でき
る場合に限り、目視
等による検査に替え
ることができる。

五 危険工室等から製
造所内の他の施設ま
での距離を、巻尺そ
の他の測定器具を用
いた測定により検査

五 第四条第一項
第四号の二の危
険工室等の保安
間隔

査する。ただし、当
該測定において、既
定の距離を満たして
いることが目視によ
り容易に判定できる
場合に限り、目視に
よる検査に替えるこ
とができる。

五 危険工室等から製
造所内の他の施設ま
での距離を、巻尺そ
の他の測定器具を用
いた測定により検査

する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。なお、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、既定の距離を確保

する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。なお、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、既定の距離を確保でき

六 第四条第一項
第五号の危険区
域内のボイラー
室及び煙突

できないものについ
ては、当該工室の構
造等を、目視等、図
面及び測定器具を用
いた測定により検査
する。

六 危険区域内にボイ
ラー室及び煙突が設
置されていないこと
を、目視等又は図面
により検査する。た
だし、危険区域内に
、固体燃料を使用し

六 第四条第一項
第五号の危険区
域内のボイラー
室及び煙突

ないものについては
、当該工室の構造等
を、目視、図面及び
測定器具を用いた測
定により検査する。

六 危険区域内にボイ
ラー室及び煙突が設
置されていないこと
を、目視又は図面に
より検査する。ただ
し、危険区域内に、
固体燃料を使用しな

<p>七 第四条第一項 第六号の爆発の 危険のある工室 の構造及び建築 材料</p>	<p>六の二 「略」</p>
<p>七 爆発の危険のある 工室について、設置 の状況、火炎に対し て抵抗性を有する構 造となつてゐること 及び建築材料の種類</p>	<p>六の二 「略」</p> <p>ないボイラーのボイ ラー室及び煙突が設 置されている場合に は、ボイラーの燃料 の種類を、記録によ り検査する。</p>
<p>七 第四条第一項 第六号の爆発の 危険のある工室 の構造及び建築 材料</p>	<p>六の二 「略」</p>
<p>七 爆発の危険のある 工室について、設置 の状況、火炎に対し て抵抗性を有する構 造となつてゐること 及び建築材料の種類</p>	<p>六の二 「略」</p> <p>いボイラーのボイラ ー室及び煙突が設置 されている場合には 、ボイラーの燃料の 種類を、記録により 検査する。</p>

八 第四条第一項
第七号の煙火等

を、目視等及び図面により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であつて、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の

八 第四条第一項
第七号の煙火等

を、目視及び図面により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であつて、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

八 煙火等の製造所以外の製造所の爆発の

の製造所以外の
製造所の爆発の
危険のある工室
又は火薬類一時
置場の土堤及び
防爆壁

危険のある工室又は
火薬類一時置場に設
けた土堤の構造等を
、別表第二第十六項
各号に掲げる完成検
査の方法により検査
する。ただし、放爆
式構造又は準放爆式
構造の危険工室等を
互いに接続している
場合であつて、土堤
に代えて防爆壁を設
けたものについては

の製造所以外の
製造所の爆発の
危険のある工室
又は火薬類一時
置場の土堤及び
防爆壁

危険のある工室又は
火薬類一時置場に設
けた土堤の構造等を
、別表第二第十六項
各号に掲げる完成検
査の方法により検査
する。ただし、放爆
式構造又は準放爆式
構造の危険工室等を
互いに接続している
場合であつて、土堤
に代えて防爆壁を設
けたものについては

、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する

、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する

火薬類一時置場の場
合であつて、土堤を
省略したものにつ
いては、当該火薬類
一時置場の構造等を、
別表第二第十二項第
一号に掲げる完成検
査の方法により検査
し、導火線を保管す
る火薬類一時置場の
場合であつて、土堤
を省略したものにつ
いては、当該火薬類

火薬類一時置場の場
合であつて、土堤を
省略したものにつ
いては、当該火薬類
一時置場の構造等を、
別表第二第十二項第
一号に掲げる完成検
査の方法により検査
し、導火線を保管す
る火薬類一時置場の
場合であつて、土堤
を省略したものにつ
いては、当該火薬類

一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものに ついては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査する。

一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したものに ついては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査する。

<p>九 第四条第一項 第七号の二の煙 火等の製造所の 爆発の危険のあ る工室又は火薬 類一時置場に設 ける土堤、簡易 土堤、防爆壁又 は防火壁の設置 その他の延焼を 遮断するための 措置</p>			<p>九 煙火等の製造所の 爆発の危険のある工 室又は火薬類一時置 場に設けた土堤、簡 易土堤又は防爆壁を 、別表第二第十六項 から第十八項に掲げ る完成検査の方法に より検査する。ただ し、がん具煙火貯蔵 庫に貯蔵することが できるがん具煙火を 貯蔵する火薬類一時</p>
<p>九 第四条第一項 第七号の二の煙 火等の製造所の 爆発の危険のあ る工室又は火薬 類一時置場に設 ける土堤、簡易 土堤、防爆壁又 は防火壁の設置 その他の延焼を 遮断するための 措置</p>			<p>九 煙火等の製造所の 爆発の危険のある工 室又は火薬類一時置 場に設けた土堤、簡 易土堤又は防爆壁を 、別表第二第十六項 から第十八項に掲げ る完成検査の方法に より検査する。ただ し、がん具煙火貯蔵 庫に貯蔵することが できるがん具煙火を 貯蔵する火薬類一時</p>

置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、放爆面以外

置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、放爆面以外

の方向の土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視等及び図面により検査し、製造所外の保安物件に対する保安距離又は製造所内の他の施設に対する保安間隔を目視等又は測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤

の方向の土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、製造所外の保安物件に対する保安距離又は製造所内の他の施設に対する保安間隔を目視又は測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤、簡

十 [略]

十一 第四条第一

項第八号の発火

、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。

十 [略]

十一 発火の危険のある工室の設置の状況

十 [略]

十一 第四条第一

項第八号の発火

易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。

十 [略]

十一 発火の危険のある工室の設置の状況

<p>十三 第四条第一</p>	<p>の危険のある工 室</p>	<p>十三 危険工室の発火</p>	<p>及び耐火性構造とな つて、目 視等及び図面により 検査する。</p>
<p>十三 第四条第一</p>	<p>の危険のある工 室</p>	<p>十三 危険工室の発火</p>	<p>及び耐火性構造とな つて、目 視及び図面により検 査する。</p>

<p>項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備</p>	<p>の危険のある設備の 消火設備について設 置の状況を、目視等 及び図面により検査 し、及び当該消火設 備の性能を、作動試 験又はその記録によ り検査する。</p>
<p>十三の二 第四条 第一項第九号の 三の無煙火薬の 分解及び発火を 防止するための</p>	<p>十三の二 無煙火薬を 存置する火薬類一時 置場における火薬の 分解及び発火を防止 するための措置並び</p>
<p>項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備</p>	<p>の危険のある設備の 消火設備について設 置の状況を、目視及 び図面により検査し 、及び当該消火設備 の性能を、作動試験 又はその記録により 検査する。</p>
<p>十三の二 第四条 第一項第九号の 三の無煙火薬の 分解及び発火を 防止するための</p>	<p>十三の二 無煙火薬を 存置する火薬類一時 置場における火薬の 分解及び発火を防止 するための措置並び</p>

<p>十五 第四条第一</p>	<p>火の設備</p>	<p>十四 第四条第一</p>	<p>項第十号の危険</p>	<p>工室の付近の消</p>	<p>火の設備</p>	<p>措置並びに当該 無煙火薬が発火 したときに爆発 を防止するため の措置</p>	<p>に当該発火による爆 発を防止するための 措置の状況を、目視 等、<u>図面</u>、測定器具 を用いた測定及び機 器等の作動試験又は その記録により検査 する。</p>
<p>十五 危険工室の窓及</p>	<p>査する。</p>	<p>十四 危険工室の付近</p>	<p>の消火の設備の有無</p>	<p>を、<u>目視等</u>により検</p>	<p>査する。</p>	<p>に当該発火による爆 発を防止するための 措置の状況を、<u>目視</u> 等、<u>図面</u>、測定器具 を用いた測定及び機 器等の作動試験又は その記録により検査 する。</p>	
<p>十五 第四条第一</p>	<p>火の設備</p>	<p>十四 第四条第一</p>	<p>項第十号の危険</p>	<p>工室の付近の消</p>	<p>火の設備</p>	<p>措置並びに当該 無煙火薬が発火 したときに爆発 を防止するため の措置</p>	<p>に当該発火による爆 発を防止するための 措置の状況を、<u>目視</u> 、<u>図面</u>、測定器具を 用いた測定及び機器 等の作動試験又はそ の記録により検査す る。</p>
<p>十五 危険工室の窓及</p>	<p>査する。</p>	<p>十四 危険工室の付近</p>	<p>の消火の設備の有無</p>	<p>を、<u>目視</u>により検査</p>	<p>査する。</p>	<p>に当該発火による爆 発を防止するための 措置の状況を、<u>目視</u> 、<u>図面</u>、測定器具を 用いた測定及び機器 等の作動試験又はそ の記録により検査す る。</p>	

<p>項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉</p>	<p>び出口の扉について 、非常の際に容易に 避難できる構造とな つて、目 視等及び図面により 検査する。</p>
<p>十五の二 第四条 第一項第十一号 口の危険工室の 窓及び扉に用い る金具</p>	<p>十五の二 危険工室の 窓及び扉に用いる金 具の材質を、目視等 又は図面により検査 する。ただし、摩擦 により火薬類が爆発 し又は発火するおそ</p>
<p>項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉</p>	<p>び出口の扉について 、非常の際に容易に 避難できる構造とな つて、目 視及び図面により検 査する。</p>
<p>十五の二 第四条 第一項第十一号 口の危険工室の 窓及び扉に用い る金具</p>	<p>十五の二 危険工室の 窓及び扉に用いる金 具の材質を、目視又 は図面により検査す る。ただし、摩擦に より火薬類が爆発し 又は発火するおそれ</p>

十五の三 第四条
第一項第十一号
ハの危険工室の
窓

れがない場合には、
当該おそれがないこ
とを、目視等、図面
又は記録により検査
する。

十五の三 危険工室の
窓について火薬類が
爆発し又は発火する
ことを防止するため
の措置の状況を、目
視等又は図面により
検査する。ただし、
直射日光により火薬

十五の三 第四条
第一項第十一号
ハの危険工室の
窓

がない場合には、当
該おそれがないこと
を、目視、図面又は
記録により検査す
る。

十五の三 危険工室の
窓について火薬類が
爆発し又は発火する
ことを防止するため
の措置の状況を、目
視又は図面により検
査する。ただし、直
射日光により火薬類

十六 第四条第一 項第十二号イの 内面の剥離及び 内面の一部が火 薬類に混入する ことを防止する ための措置
--

類が爆発し又は発火 するおそれがない場 合には、当該おそれ がないことを、目視 等、図面又は記録に より検査する。	十六 危険工室の内面 について、内面の剥 離及び内面の一部が 火薬類に混入するこ とを防止するための 措置の状況を、目視 等又は図面により検
--	--

十六 第四条第一 項第十二号イの 内面の剥離及び 内面の一部が火 薬類に混入する ことを防止する ための措置
--

が爆発し又は発火す るおそれがない場合 には、当該おそれが ないことを、目視、 図面又は記録により 検査する。	十六 危険工室の内面 について、内面の剥 離及び内面の一部が 火薬類に混入するこ とを防止するための 措置の状況を、目視 又は図面により検査
--	--

	<p>十六の二 第四条 第一項第十二号 口の飛散した火 薬類の浸透又は 浸入を防止する ための措置及び 飛散した火薬類 を容易に除去で きる措置</p>	
<p>査する。</p>	<p>十六の二 危険工室の 内面について、飛散 した火薬類の浸透又 は浸入を防止するた めの措置の状況を、 目視等又は図面によ り検査し、及び飛散 した火薬類を容易に 除去するための措置 の状況を、目視等又 は図面により検査す る。ただし、火薬類</p>	
	<p>十六の二 第四条 第一項第十二号 口の飛散した火 薬類の浸透又は 浸入を防止する ための措置及び 飛散した火薬類 を容易に除去で きる措置</p>	
<p>する。</p>	<p>十六の二 危険工室の 内面について、飛散 した火薬類の浸透又 は浸入を防止するた めの措置の状況を、 目視等又は図面によ り検査し、及び飛散し た火薬類を容易に除 去するための措置の 状況を、目視又は図 面により検査する。 ただし、火薬類が飛</p>	

十六の三 第四条
第一項第十二号
ハの床面の、火
薬類が落下する
ことにより爆発
し又は発火する
ことを防止する

が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六の三 危険工室の床面について、火薬類が落下することに
より爆発し又は発火
することを防止する
ための措置の状況を
目視等又は図面によ

十六の三 第四条
第一項第十二号
ハの床面の、火
薬類が落下する
ことにより爆発
し又は発火する
ことを防止する

散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六の三 危険工室の床面について、火薬類が落下することに
より爆発し又は発火
することを防止する
ための措置の状況を
目視又は図面により

ための措置

り検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないこととを、目視等、図面又は記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視等、図面又は

ための措置

検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないこととを、目視、図面又は記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録に

<p>整装置据付け制</p>	<p>機及び温湿度調</p>	<p>険工室内の原動</p>	<p>項第十四号の危</p>	<p>十八 第四条第一</p>	<p>十七 「略」</p>	<p>床面</p>	<p>二の危険工室の</p>	<p>第一項第十二号</p>	<p>十六の四 第四条</p>
<p>等により検査する。</p>	<p>いないことを、目視</p>	<p>装置が据付けられて</p>	<p>動機及び温湿度調整</p>	<p>十八 危険工室内に原</p>	<p>十七 「略」</p>	<p>より検査する。</p>	<p>、目視等又は図面に</p>	<p>工室の床面の材料を</p>	<p>十六の四 第四条第一 項第十二号二の危険</p>
<p>整装置据付け制</p>	<p>機及び温湿度調</p>	<p>険工室内の原動</p>	<p>項第十四号の危</p>	<p>十八 第四条第一</p>	<p>十七 「略」</p>	<p>床面</p>	<p>二の危険工室の</p>	<p>第一項第十二号</p>	<p>十六の四 第四条</p>
<p>により検査する。た</p>	<p>いないことを、目視</p>	<p>装置が据付けられて</p>	<p>動機及び温湿度調整</p>	<p>十八 危険工室内に原</p>	<p>十七 「略」</p>	<p>り検査する。</p>	<p>、目視又は図面によ</p>	<p>工室の床面の材料を</p>	<p>十六の四 第四条第一 項第十二号二の危険</p>

限	<p>十九 第四条第一 項第十五号イの 危険工室内の機 械、器具又は容 器の、摩擦によ り火薬類が爆発</p>
---	---

<p>ただし、火薬類の爆 発又は発火を起こす おそれがない場合に は、当該おそれがな いことを、<u>目視等</u>、 <u>図面</u>又は記録により 検査する。</p>	<p>十九 危険工室内の機 械、器具又は容器に ついて、摩擦により 火薬類が爆発し又は 発火しない構造とな っていることを、<u>目</u></p>
--	--

限	<p>十九 第四条第一 項第十五号イの 危険工室内の機 械、器具又は容 器の、摩擦によ り火薬類が爆発</p>
---	---

<p>だし、火薬類の爆発 又は発火を起こすお それがない場合には 、当該おそれがない ことを、<u>目視</u>、<u>図面</u> 又は記録により検査 する。</p>	<p>十九 危険工室内の機 械、器具又は容器に ついて、摩擦により 火薬類が爆発し又は 発火しない構造とな っていることを、<u>目</u></p>
--	--

の機械、器具又	口の危険工室内	第一項第十五号	十九の二 第四条	い構造	し又は発火しな
は衝撃により火薬類	器について、振動又	の機械、器具又は容	十九の二 危険工室内	<p>視等又は図面により 検査する。ただし、 摩擦により火薬類が 爆発し又は発火する おそれがない場合に は、当該おそれがない ことを、目視等、 図面又は記録により 検査する。</p>	視等又は図面により
の機械、器具又	口の危険工室内	第一項第十五号	十九の二 第四条	い構造	し又は発火しな
は衝撃により火薬類	器について、振動又	の機械、器具又は容	十九の二 危険工室内	<p>視又は図面により検 査する。ただし、摩 擦により火薬類が爆 発し又は発火するお それがない場合には 、当該おそれがない ことを、目視、図面 又は記録により検査 する。</p>	視又は図面により検

十九の三 第四条

は容器の、振動
又は衝撃により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

十九の三 危険工室内

が爆発し又は発火し
ない構造となつてい
ることを、目視等又
は図面により検査す
る。ただし、振動又
は衝撃により火薬類
が爆発し又は発火す
るおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視等
、図面又は記録によ
り検査する。

十九の三 第四条

は容器の、振動
又は衝撃により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

十九の三 危険工室内

が爆発し又は発火し
ない構造となつてい
ることを、目視又は
図面により検査す
る。ただし、振動又
は衝撃により火薬類
が爆発し又は発火す
るおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視、
図面又は記録により
検査する。

第一項第十五号
ハの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、腐食
により火薬類が
変質し又は爆発
し若しくは発火
しない構造

の機械、器具又は容
器について、腐食に
より火薬類が変質し
又は爆発し若しくは
発火しない構造とな
っていることを、目
視等又は図面により
検査する。ただし、
腐食により火薬類が
変質し又は爆発し若
しくは発火するおそ
れがない場合には、
当該おそれがないこ

第一項第十五号
ハの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、腐食
により火薬類が
変質し又は爆発
し若しくは発火
しない構造

の機械、器具又は容
器について、腐食に
より火薬類が変質し
又は爆発し若しくは
発火しない構造とな
っていることを、目
視等又は図面により
検査する。ただし、腐
食により火薬類が変
質し又は爆発し若し
しくは発火するおそ
れがない場合には、当
該おそれがないこと

構造	<p>十九の四 第四条 第一項第十五号 ニの危険工室内 の機械、器具又 は容器の、火薬 類の付着、浸透 又は浸入により 火薬類が爆発し 又は発火しない</p>
ただし、火薬類の付	<p>十九の四 危険工室内 の機械、器具又は容 器について、火薬類 の付着、浸透又は浸 入により火薬類が爆 発し又は発火しない 構造となつてい とを、目視等又は図 面により検査する。 する。 又は記録により検査 とを、目視等、図面 又は記録により検査 する。</p>
構造	<p>十九の四 第四条 第一項第十五号 ニの危険工室内 の機械、器具又 は容器の、火薬 類の付着、浸透 又は浸入により 火薬類が爆発し 又は発火しない</p>
ただし、火薬類の付着	<p>十九の四 危険工室内 の機械、器具又は容 器について、火薬類 の付着、浸透又は浸 入により火薬類が爆 発し又は発火しない 構造となつてい とを、目視又は図面 により検査する。た を、目視、図面又は 記録により検査す る。</p>

装置	危険室内の暖房	項第十六号の危	二十 第四条第一
----	---------	---------	----------

置の状況を、 <u>目視等</u>	を防止するための措	薬類の爆発又は発火	房装置について、火	二十 危険室内の暖	る。	は記録により検査す	を、 <u>目視等</u> 、 <u>図面</u> 又	該おそれがないこと	がない場合には、当	又は発火するおそれ	より火薬類が爆発し	着、浸透又は浸入に
-------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	----	-----------	-----------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

装置	危険室内の暖房	項第十六号の危	二十 第四条第一
----	---------	---------	----------

置の状況を、 <u>目視</u> 又	を防止するための措	薬類の爆発又は発火	房装置について、火	二十 危険室内の暖	録により検査する。	、 <u>目視</u> 、 <u>図面</u> 又は記	おそれがないことを	ない場合には、当該	は発火するおそれが	り火薬類が爆発し又	、浸透又は浸入によ
--------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

第二十一 第四条第
一項第十七号の
パラフィンの過
熱による火薬類
の爆発又は発火
を防止するため
の措置

又は図面により検査
するとともに、燃焼
しやすい物との隔離
の状況を、目視等に
より検査する。

第二十一 危険工室内の
パラフィン槽につい
て、パラフィンの過
熱による火薬類の爆
発又は発火を防止す
るための措置の状況
を、目視等、図面又
は機器等の作動試験

第二十一 第四条第
一項第十七号の
パラフィンの過
熱による火薬類
の爆発又は発火
を防止するため
の措置

は図面により検査す
るとともに、燃焼し
やすい物との隔離の
状況を、目視により
検査する。

第二十一 危険工室内の
パラフィン槽につい
て、パラフィンの過
熱による火薬類の爆
発又は発火を防止す
るための措置の状況
を、目視、図面又は
機器等の作動試験若

二十二 第四条第

一項第十八号の

危険工室又は火

薬類一時置場を

照明する設備

若しくはその記録に
より検査する。

二十二 危険工室又は

火薬類一時置場を照

明する設備について

、漏電、可燃性ガス

、粉じん等により火

薬類が爆発し又は発

火することを防止す

るための措置の状況

を、目視等又は図面

により検査する。た

だし、漏電、可燃性

二十二 第四条第

一項第十八号の

危険工室又は火

薬類一時置場を

照明する設備

しくはその記録によ
り検査する。

二十二 危険工室又は

火薬類一時置場を照

明する設備について

、漏電、可燃性ガス

、粉じん等により火

薬類が爆発し又は発

火することを防止す

るための措置の状況

を、目視又は図面に

より検査する。ただ

し、漏電、可燃性ガ

二十三 「略」
二十四 第四条第
一項第二十号の
危険工室等にお
ける必要な事項

ガス、粉じん等によ
り火薬類が爆発し又
は発火するおそれが
ない場合には、当該
おそれがないことを
、目視等、図面又は
記録により検査す
る。

二十三 「略」
二十四 危険工室等に
おける火薬類の種類
及び停滞量、同時に
存置することができ

二十三 「略」
二十四 第四条第
一項第二十号の
危険工室等にお
ける必要な事項

ス、粉じん等により
火薬類が爆発し又は
発火するおそれがな
い場合には、当該お
それがないことを、
目視、図面又は記録
により検査する。

二十三 「略」
二十四 危険工室等に
おける火薬類の種類
及び停滞量、同時に
存置することができ

<p>の揭示</p> <p>二十六 「略」</p>	<p>の揭示</p> <p>二十五 第四条第 一項第二十一号 の普通木造建築 物の耐火的措置</p>
<p>二十六 「略」</p>	<p>る火薬類の原料及び 最大数量、定員、注 意事項その他必要な 事項の揭示の状況並 びに記載内容を、目 視等により検査す る。</p> <p>二十五 危険工室に面 して設置された普通 木造建築物の耐火的 措置の状況を、目視 等により検査する。</p>
<p>二十六 「略」</p>	<p>の揭示</p> <p>二十五 第四条第 一項第二十一号 の普通木造建築 物の耐火的措置</p>
<p>二十六 「略」</p>	<p>る火薬類の原料及び 最大数量、定員、注 意事項その他必要な 事項の揭示の状況並 びに記載内容を、目 視により検査する。</p> <p>二十五 危険工室に面 して設置された普通 木造建築物の耐火的 措置の状況を、目視 により検査する。</p>

<p>二十八 第四条第 一項第二十二号 の二の硝化設備 等の、火薬類の 温度変化による</p>	<p>二十七 第四条第 一項第二十二号 の火薬類及びそ の原料の粉じん が飛散するおそ れがある設備の 粉じんの飛散を 防ぐための措置</p>
<p>二十八 硝化設備、乾 燥設備その他特に温 度の変化が起こる設 備について、火薬類 の温度変化による爆</p>	<p>二十七 火薬類及びそ の原料の粉じんの飛 散するおそれがある 設備について、粉じ んの飛散を防ぐため の措置の状況を、目 視等により検査す る。</p>
<p>二十八 第四条第 一項第二十二号 の二の硝化設備 等の、火薬類の 温度変化による</p>	<p>二十七 第四条第 一項第二十二号 の火薬類及びそ の原料の粉じん が飛散するおそ れがある設備の 粉じんの飛散を 防ぐための措置</p>
<p>二十八 硝化設備、乾 燥設備その他特に温 度の変化が起こる設 備について、火薬類 の温度変化による爆</p>	<p>二十七 火薬類及びそ の原料の粉じんの飛 散するおそれがある 設備について、粉じ んの飛散を防ぐため の措置の状況を、目 視により検査する。</p>

<p>爆発又は発火を防止するための措置</p>	<p>二十九 第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧すること</p>
<p>発又は発火を防止するための措置の状況を、目視等、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>	<p>二十九 火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防</p>
<p>爆発又は発火を防止するための措置</p>	<p>二十九 第四条第一項第二十二号の三の火薬類又はその原料を過度に加圧すること</p>
<p>発又は発火を防止するための措置の状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定若しくはその記録又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>	<p>二十九 火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防</p>

とを防ぐための

措置

ぐための措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

とを防ぐための

措置

ぐための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

<p>三十 第四条第一 項第二十二号の 四の静電気によ り火薬類が爆発 し又は発火する ことを防止する ための措置</p>	<p>三十 危険工室におけ る静電気により火薬 類が爆発し又は発火 することを防止する ための措置の状況を 、目視等、図面又は 測定器具を用いた測 定若しくはその記録 により検査する。た だし、静電気により 火薬類が爆発し又は 発火するおそれがな い場合には、当該お</p>
<p>三十 第四条第一 項第二十二号の 四の静電気によ り火薬類が爆発 し又は発火する ことを防止する ための措置</p>	<p>三十 危険工室におけ る静電気により火薬 類が爆発し又は発火 することを防止する ための措置の状況を 、目視、図面又は測 定器具を用いた測定 若しくはその記録に より検査する。ただ し、静電気により火 薬類が爆発し又は発 火するおそれがない 場合には、当該おそ</p>

三十一 「略」

三十二 第四条第
一項第二十三号
の可燃性ガス又
は有毒ガスの排
気装置

それがないことを、
目視等、図面又は記
録により検査する。

三十一 「略」

三十二 可燃性ガス又
は有毒ガスの排気装
置について、設置の
状況を、目視等及び
図面により検査し、
及び当該装置の性能
を、作動試験又はそ
の記録により検査す
る。ただし、可燃性

三十一 「略」

三十二 第四条第
一項第二十三号
の可燃性ガス又
は有毒ガスの排
気装置

それがないことを、目
視、図面又は記録に
より検査する。

三十一 「略」

三十二 可燃性ガス又
は有毒ガスの排気装
置について、設置の
状況を、目視及び図
面により検査し、及
び当該装置の性能を
、作動試験又はその
記録により検査す
る。ただし、可燃性

三十三 第四条第
一項第二十三号
の二の火薬類を
乾燥する工室

ガス又は有毒ガスが
発散するおそれがな
い場合には、当該お
それがないことを、
目視等、図面又は記
録により検査する。

三十三 火薬類の乾燥
を行う製造所の火薬
類を乾燥する工室の
設置の状況を、目視
等及び図面により検
査する。ただし、導
火線又は煙火等の製

三十三 第四条第
一項第二十三号
の二の火薬類を
乾燥する工室

ガス又は有毒ガスが
発散するおそれがな
い場合には、当該お
それがないことを、
目視、図面又は記録
により検査する。

三十三 火薬類の乾燥
を行う製造所の火薬
類を乾燥する工室の
設置の状況を、目視
及び図面により検査
する。ただし、導火
線又は煙火等の製造

三十四 第四条第
一項第二十四号
の火薬類を乾燥
する工室内の加
温装置

造所の場合であつて、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、日乾場の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。

三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の状

三十四 第四条第
一項第二十四号
の火薬類を乾燥
する工室内の加
温装置

所の場合であつて、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、日乾場の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の状

三十五 第四条第
一項第二十四号
の二の日乾場の
乾燥台

況を、目視等及び図
面により検査し、及
び当該加温装置の性
能を、作動試験又は
その記録により検査
する。

三十五 日乾場の乾燥
台について、火薬類
の落下による爆発又
は発火を防止するた
めの措置及び砂じん
等の混入を防止する
ための措置の状況を

三十五 第四条第
一項第二十四号
の二の日乾場の
乾燥台

況を、目視及び図面
により検査し、及び
当該加温装置の性能
を、作動試験又はそ
の記録により検査す
る。

三十五 日乾場の乾燥
台について、火薬類
の落下による爆発又
は発火を防止するた
めの措置及び砂じん
等の混入を防止する
ための措置の状況を

三十六 第四条第
一項第二十四号
の三の爆発の危
険のある日乾場
の簡易土堤等及
び発火の危険の
ある日乾場とそ
の他の施設との
間への防火壁の

、目視等又は巻尺そ
の他の測定器具を用
いた測定により検査
する。
三十六 爆発の危険の
ある日乾場とその他
施設との間に設置し
た簡易土堤又は防爆
壁を、別表第二第十
七項又は別表第二第
十八項に掲げる完成
検査の方法により検
査し、発火の危険の

三十六 第四条第
一項第二十四号
の三の爆発の危
険のある日乾場
の簡易土堤等及
び発火の危険の
ある日乾場とそ
の他の施設との
間への防火壁の

、目視又は巻尺その
他の測定器具を用い
た測定により検査す
る。
三十六 爆発の危険の
ある日乾場とその他
施設との間に設置し
た簡易土堤又は防爆
壁を、別表第二第十
七項又は別表第二第
十八項に掲げる完成
検査の方法により検
査し、発火の危険の

設置その他の延焼を遮断するための措置

ある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、

設置その他の延焼を遮断するための措置

ある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目

設備	の四の日乾場の放冷するための	一項第二十四号	三十七 第四条第
----	----------------	---------	----------

る必要がない場合に	了後火薬類を放冷す	ただし、日乾作業終	等により検査する。	設備の有無を、目視	類を放冷するための	三十七 日乾場の火薬	る。	に代えることができ	及び図面による検査	場合に限り、目視等	り容易に判定できる	目視等及び図面によ
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

設備	の四の日乾場の放冷するための	一項第二十四号	三十七 第四条第
----	----------------	---------	----------

必要がない場合には	後火薬類を放冷する	だし、日乾作業終了	により検査する。た	設備の有無を、目視	類を放冷するための	三十七 日乾場の火薬	ることができる。	面による検査に代え	に限り、目視及び図	易に判定できる場合	視及び図面により容
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------

<p>三十八 第四条第</p>	<p>置</p>	<p>を 防 ぐ た め の 措 置</p>	<p>場 の 日 光 の 直 射</p>	<p>ち 場 又 は 星 掛 け</p>	<p>三十七の二 第四</p>	<p>条 第 一 項 第 二 十</p>	<p>四 号 の 五 の 星 打</p>	<p>又 は 星 掛 け 場 に お け</p>	<p>る 日 光 の 直 射 を 防 ぐ</p>	<p>た め の 措 置 の 状 況 を</p>	<p>、 目 視 等 に よ り 検 査 す る。</p>
<p>三十八 爆発試験場、</p>					<p>三十七の二 星打ち場</p>						<p>は、火薬類を放冷する 必要がないことを 、目視等、<u>図面</u>又は 記録により検査す る。</p>
<p>三十八 第四条第</p>	<p>置</p>	<p>を 防 ぐ た め の 措 置</p>	<p>場 の 日 光 の 直 射</p>	<p>ち 場 又 は 星 掛 け</p>	<p>三十七の二 第四</p>	<p>条 第 一 項 第 二 十</p>	<p>四 号 の 五 の 星 打</p>	<p>又 は 星 掛 け 場 に お け</p>	<p>る 日 光 の 直 射 を 防 ぐ</p>	<p>た め の 措 置 の 状 況 を</p>	<p>、 目 視 等 に よ り 検 査 す る。</p>
<p>三十八 爆発試験場、</p>					<p>三十七の二 星打ち場</p>						<p>、火薬類を放冷する 必要がないことを、 <u>目視</u>、<u>図面</u>又は記録 により検査する。</p>

の措置	<p>一項第二十五号 イの爆発試験場 等</p>	<p>燃烧試験場、発射試験場又は廃棄焼却場 について、危険区域内に設置されていることを、<u>目視</u>等により検査する。</p>
の措置	<p>一項第二十五号 イの爆発試験場 等</p>	<p>燃烧試験場、発射試験場又は廃棄焼却場 について、危険区域内に設置されていることを、<u>目視</u>により検査する。</p>

査し、防火壁その他の延焼を遮断するた
めの措置を講じたも
のについては、当該
措置の状況を、目視
等及び図面により検
査する。ただし、火
薬類が爆発し又は発
火することにより周
辺の施設に危害を及
ぼすおそれがない場
合には、当該おそれ
がないことを、目視

査し、防火壁その他の延焼を遮断するた
めの措置を講じたも
のについては、当該
措置の状況を、目視
及び図面により検査
する。ただし、火薬
類が爆発し又は発火
することにより周辺
の施設に危害を及ぼ
すおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視、

搬容器	の火薬類等の運	三十九 第四条第 一項第二十六号	火災を防止する ための措置	五号ハの周囲の	三十八の三 第四 条第一項第二十	等、 <u>図面又は記録に</u> より検査する。
薬類又はその原料と	器について、当該火	三十九 火薬類又はそ	の作動試験若しくは その記録により検査 する。	等、 <u>図面又は機器等</u>	災を防止するための 措置の状況を、 <u>目視</u>	三十八の三 周囲の火
搬容器	の火薬類等の運	三十九 第四条第 一項第二十六号	火災を防止する ための措置	五号ハの周囲の	三十八の三 第四 条第一項第二十	図面又は記録により 検査する。
薬類又はその原料と	器について、当該火	三十九 火薬類又はそ	の記録により検査す る。	、 <u>図面又は機器等の</u> 作動試験若しくはそ	災を防止するための 措置の状況を、 <u>目視</u>	三十八の三 周囲の火

三十九の二 第四
条第一項第二十
六号の二の火薬
類一時置場に無
煙火薬を存置す
る場合に使用す

化学反応を起こさな
い材料を使用し、か
つ、確実に蓋のでき
る構造となつてい
ることを、目視等及び
記録により検査す
る。

三十九の二 火薬類一
時置場に無煙火薬を
存置する場合に使用
する容器の容量を、
測定器具を用いた測
定により検査し、か

三十九の二 第四
条第一項第二十
六号の二の火薬
類一時置場に無
煙火薬を存置す
る場合に使用す

化学反応を起こさな
い材料を使用し、か
つ、確実に蓋のでき
る構造となつてい
ることを、目視及び記
録により検査する。

三十九の二 火薬類一
時置場に無煙火薬を
存置する場合に使用
する容器の容量を、
測定器具を用いた測
定により検査し、か

<p>四十一 第四条第</p>	<p>四十一 火薬類の運搬</p>	<p>四十一 第四条第</p>	<p>四十一 火薬類の運搬</p>
<p>る容器</p>	<p>つ、容器の材質を、 目視等により検査する。</p>	<p>る容器</p>	<p>つ、容器の材質を、 目視により検査する。</p>
<p>四十 第四条第一 項第二十七号の 危険区域内で火 薬類を運搬する 運搬車</p>	<p>四十 危険区域内で火 薬類を運搬する運搬 車について、運搬す る火薬類その他周囲 の火薬類の爆発又は 発火を防止するため の措置の状況を、目 視等及び図面等によ り検査する。</p>	<p>四十 第四条第一 項第二十七号の 危険区域内で火 薬類を運搬する 運搬車</p>	<p>四十 危険区域内で火 薬類を運搬する運搬 車について、運搬す る火薬類その他周囲 の火薬類の爆発又は 発火を防止するため の措置の状況を、目 視及び図面等により 検査する。</p>

二 第四条第二項	一 「略」	<p>一項第二十八号 の火薬類の運搬 通路の路面及び 勾配</p> <p>2 製造設備が定置 式製造設備であつ て、不発弾等の解 撤作業を行う製造 施設の場合</p>
----------	-------	---

二 不発弾等解撤工室	一 「略」	<p>通路について、路面 及び勾配の状況を、 目視等又は測定器具 を用いた測定若しく はその記録により検 査する。</p>
------------	-------	---

二 第四条第二項	一 「略」	<p>一項第二十八号 の火薬類の運搬 通路の路面及び 勾配</p> <p>2 製造設備が定置 式製造設備であつ て、不発弾等の解 撤作業を行う製造 施設の場合</p>
----------	-------	---

二 不発弾等解撤工室	一 「略」	<p>通路について、路面 及び勾配の状況を、 目視又は測定器具を 用いた測定若しくは その記録により検査 する。</p>
------------	-------	--

第一号の不発弾
等解撤工室等の
保安距離

等から製造所以外の
保安物件までの距離
を、巻尺その他の測
定器具を用いた測定
により検査する。た
だし、当該測定にお
いて、既定の距離を
満たしていることが
目視等により容易に
判定できる場合に限
り、目視等による検
査に替えることがで
きる。

第一号の不発弾
等解撤工室等の
保安距離

等から製造所以外の
保安物件までの距離
を、巻尺その他の測
定器具を用いた測定
により検査する。た
だし、当該測定にお
いて、既定の距離を
満たしていることが
目視により容易に判
定できる場合に限り
、目視による検査に
替えることができ
る。

三 第四条第二項

第二号の不発弾
等解撤工室等の
保安間隔

三 不発弾等解撤工室

等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

三 第四条第二項

第二号の不発弾
等解撤工室等の
保安間隔

三 不発弾等解撤工室

等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

<p>四 第四条第二項 第三号の不発弾 等解撤工室の構</p>	
---	--

<p>四 不発弾等解撤工室 の設置の状況、構造 及び建築材料の種類</p>	<p>る。なお、不発弾等 解撤工室を互いに連 接している場合であ つて、既定の距離を 確保できないものに ついては、当該工室 の構造等を、目視等 、図面及び測定器具 を用いた測定により 検査する。</p>
---	--

<p>四 第四条第二項 第三号の不発弾 等解撤工室の構</p>	
---	--

<p>四 不発弾等解撤工室 の設置の状況、構造 及び建築材料の種類</p>	<p>なお、不発弾等解撤 工室を互いに接続し ている場合であつて 、既定の距離を確保 できないものについ ては、当該工室の構 造等を、目視、図面 及び測定器具を用い た測定により検査す る。</p>
---	---

七 第四条第二項	六 〔略〕	五 第四条第二項 第四号の不発弾 等解撤工室の土 堤及び防爆壁	造及び建築材料
七 鋼製チャンバの床	六 〔略〕	五 不発弾等解撤工室 の土堤又は防爆壁の 位置、構造及び建築 材料の種類を、目視 等、 <u>図面</u> 、記録及び 測定器具を用いた測 定により検査する。	を、 <u>目視</u> 等、 <u>図面</u> 、 記録及び測定器具を 用いた測定により検 査する。
七 第四条第二項	六 〔略〕	五 第四条第二項 第四号の不発弾 等解撤工室の土 堤及び防爆壁	造及び建築材料
七 鋼製チャンバの床	六 〔略〕	五 不発弾等解撤工室 の土堤又は防爆壁の 位置、構造及び建築 材料の種類を、 <u>目視</u> 、 <u>図面</u> 、記録及び測 定器具を用いた測定 により検査する。	を、 <u>目視</u> 、 <u>図面</u> 、記 録及び測定器具を用 いた測定により検査 する。

第七号の鋼製チ
ヤンバの床面に
不発弾等が直接
接することがな
く、かつ、落下
しない措置

八 第四条第二項
第八号の遠隔操
作による解撤設
備

面に不発弾等が直接
接することがなく、
かつ、落下しない措
置の状況を、目視等
により検査する。

八 遠隔操作による解
撤設備の設置の状況
を、目視等により検
査し、及び当該設備
の機能を、作動試験
又はその記録により
検査する。

第七号の鋼製チ
ヤンバの床面に
不発弾等が直接
接することがな
く、かつ、落下
しない措置

八 第四条第二項
第八号の遠隔操
作による解撤設
備

面に不発弾等が直接
接することがなく、
かつ、落下しない措
置の状況を、目視に
より検査する。

八 遠隔操作による解
撤設備の設置の状況
を、目視により検査
し、及び当該設備の
機能を、作動試験又
はその記録により検
査する。

九 第四条第二項

第九号の温度上昇を防止するた
めの措置

九 解撤作業中における

温度上昇を防止する措置の状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録に

九 第四条第二項

第九号の温度上昇を防止するた
めの措置

九 解撤作業中における

温度上昇を防止する措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により

<p>十一 第四条第二項 第十号イの</p>	<p>十 第四条第二項 第十号のウォー タージェットの 水圧及び研磨剤 の量が過剰にな ることを防ぐた めの装置</p>
<p>十一 不発弾等廃棄処 理場について、危険</p>	<p>より検査する。 十 解撤に使用するウ ォータージェットの 水圧及び研磨剤の量 が過剰になることを 防ぐための装置の設 置の状況を、目視等 により検査し、及び 当該装置の機能を、 作動試験又はその記 録により検査する。</p>
<p>十一 第四条第二項 第十号イの</p>	<p>十 第四条第二項 第十号のウォー タージェットの 水圧及び研磨剤 の量が過剰にな ることを防ぐた めの装置</p>
<p>十一 不発弾等廃棄処 理場について、危険</p>	<p>検査する。 十 解撤に使用するウ ォータージェットの 水圧及び研磨剤の量 が過剰になることを 防ぐための装置の設 置の状況を、目視に より検査し、及び当 該装置の機能を、作 動試験又はその記録 により検査する。</p>

不発弾等廃棄処 理場	区域内に設置されて いることを、目視等 により検査する。	十一の二 第四条 第二項第十一号 口の土堤、防爆 壁又は防火壁そ 他の延焼を遮 断するための措 置
---------------	------------------------------------	---

区域内に設置されて いることを、目視等 により検査する。	十一の二 土堤又は防 爆壁を設置したもの については、土堤又 は防爆壁を、別表第 二第十六項又は第十 八項に掲げる完成検 査の方法により検査 し、防火壁その他の 延焼を遮断するため の措置を講じたもの
------------------------------------	---

不発弾等廃棄処 理場	区域内に設置されて いることを、目視に より検査する。	十一の二 第四条 第二項第十一号 口の土堤、防爆 壁又は防火壁そ 他の延焼を遮 断するための措 置
---------------	-----------------------------------	---

区域内に設置されて いることを、目視に より検査する。	十一の二 土堤又は防 爆壁を設置したもの については、土堤又 は防爆壁を、別表第 二第十六項又は第十 八項に掲げる完成検 査の方法により検査 し、防火壁その他の 延焼を遮断するため の措置を講じたもの
-----------------------------------	---

十一の三
第四条

については、当該措置の状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十一の三
周囲の火災

十一の三
第四条

については、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十一の三
周囲の火災

<p>第二項第十一号 ハの周囲の火災 を防止するため の措置</p>	<p>3 製造設備が移動 式製造設備である 製造施設の場合</p>	<p>一 第四条の二第 一項第一号の標 識及び爆発又は 発火に関し必要</p>
--	---	---

<p>を防止するための措 置の状況を、目視等 、図面又は機器等の 作動試験若しくはそ の記録により検査す る。</p>	<p>一 製造所の標識及び 爆発又は発火に関し 必要な事項の揭示、 移動区域の設定並び</p>
---	---

<p>第二項第十一号 ハの周囲の火災 を防止するため の措置</p>	<p>3 製造設備が移動 式製造設備である 製造施設の場合</p>	<p>一 第四条の二第 一項第一号の標 識及び爆発又は 発火に関し必要</p>
--	---	---

<p>を防止するための措 置の状況を、目視、 図面又は機器等の作 動試験若しくはその 記録により検査す る。</p>	<p>一 製造所の標識及び 爆発又は発火に関し 必要な事項の揭示、 移動区域の設定並び</p>
--	---

<p>な事項の掲示、 移動区域の設定 並びに警戒札の 掲示の状況</p>	<p>二 第四条の二第 一項第二号の移 動区域の施設の 設置制限</p>	<p>三 第四条の二第 一項第三号の火 災による延焼を 防止するための 措置</p>	<p>に警戒札の掲示の状 況を、目視等及び図 面により検査する。</p>
<p>な事項の掲示、 移動区域の設定 並びに警戒札の 掲示の状況</p>	<p>二 第四条の二第 一項第二号の移 動区域の施設の 設置制限</p>	<p>三 第四条の二第 一項第三号の火 災による延焼を 防止するための 措置</p>	<p>に警戒札の掲示の状 況を、目視等及び図 面により検査する。</p>
<p>な事項の掲示、 移動区域の設定 並びに警戒札の 掲示の状況</p>	<p>二 第四条の二第 一項第二号の移 動区域の施設の 設置制限</p>	<p>三 第四条の二第 一項第三号の火 災による延焼を 防止するための 措置</p>	<p>に警戒札の掲示の状 況を、目視及び図面 により検査する。</p>
<p>な事項の掲示、 移動区域の設定 並びに警戒札の 掲示の状況</p>	<p>二 第四条の二第 一項第二号の移 動区域の施設の 設置制限</p>	<p>三 第四条の二第 一項第三号の火 災による延焼を 防止するための 措置</p>	<p>に警戒札の掲示の状 況を、目視及び図面 により検査する。</p>

<p>保安距離</p>	<p>四 「略」</p> <p>五 第四条の二第 一項第五号の移 動区域の境界又 は廃棄焼却場の 保安距離</p>
-------------	---

<p>用いた測定により検</p>	<p>を、目視等、図面、 卷尺その他の測定器 具を用いた測定又は 機器等の作動試験若 しくはその記録によ り検査する。</p> <p>四 「略」</p> <p>五 移動区域の境界又 は廃棄焼却場から製 造所以外の保安物件 までの距離を、卷尺 その他の測定器具を</p>
------------------	--

<p>保安距離</p>	<p>四 「略」</p> <p>五 第四条の二第 一項第五号の移 動区域の境界又 は廃棄焼却場の 保安距離</p>
-------------	---

<p>用いた測定により検</p>	<p>を、目視、図面、卷 尺その他の測定器具 を用いた測定又は機 器等の作動試験若し くはその記録により 検査する。</p> <p>四 「略」</p> <p>五 移動区域の境界又 は廃棄焼却場から製 造所以外の保安物件 までの距離を、卷尺 その他の測定器具を</p>
------------------	---

<p>製造設備の危険</p> <p>工場又は移動式 製造設備の危険</p>	<p>六 第四条の二第 一項第六号の移 動式製造設備用</p>
---	---

<p>所までの距離を、巻</p> <p>他の施設及び発破場</p>	<p>六 移動式製造設備用</p> <p>工場又は移動式製造 設備から製造所内の 設備から製造所内の 他の施設及び発破場 所までの距離を、巻</p> <p>査する。ただし、当 該測定において、既 定の距離を満たして いることが目視等に より容易に判定でき る場合に限り、目視 等による検査に替え ることができる。</p>
-----------------------------------	--

<p>製造設備の危険</p> <p>工場又は移動式 製造設備の危険</p>	<p>六 第四条の二第 一項第六号の移 動式製造設備用</p>
---	---

<p>所までの距離を、巻</p> <p>他の施設及び発破場</p>	<p>六 移動式製造設備用</p> <p>工場又は移動式製造 設備から製造所内の 設備から製造所内の 他の施設及び発破場 所までの距離を、巻</p> <p>査する。ただし、当 該測定において、既 定の距離を満たして いることが目視によ り容易に判定できる 場合に限り、目視に よる検査に替えるこ とができる。</p>
-----------------------------------	--

間隔

尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できるときに限り、目視等による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の危険間隔が明らかになるような措置

間隔

尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の危険間隔が明らかになるような措置の状

七 第四条の二第

一項第七号の廃
棄焼却場の保安
間隔

の状況を、目視等及び
図面により検査す
る。

七 廃棄焼却場から製

造所内の他の施設及
び発破場所までの距
離を、巻尺その他の
測定器具を用いた測
定により検査する。
ただし、当該測定に
おいて、既定の距離
を満たしていること
が目視等により容易

七 第四条の二第

一項第七号の廃
棄焼却場の保安
間隔

況を、目視及び図面
により検査する。

七 廃棄焼却場から製

造所内の他の施設及
び発破場所までの距
離を、巻尺その他の
測定器具を用いた測
定により検査する。
ただし、当該測定に
おいて、既定の距離
を満たしていること
が目視により容易に

八 第四条の二第
一項第八号の移
動区域内のボイ
ラー室及び煙突

に判定できる場合に
限り、目視等による
検査に替えることが
できる。

八 移動区域内にボイ
ラー室及び煙突が設
置されていないこと
を、目視等又は図面
により検査する。た
だし、移動区域内に
、固体燃料を使用し
ないボイラーのボイ
ラー室及び煙突が設

八 第四条の二第
一項第八号の移
動区域内のボイ
ラー室及び煙突

判定できる場合に限
り、目視による検査
に替えることができ
る。

八 移動区域内にボイ
ラー室及び煙突が設
置されていないこと
を、目視又は図面に
より検査する。ただ
し、移動区域内に、
固体燃料を使用しな
いボイラーのボイラ
ー室及び煙突が設置

九・十 「略」
十一 第四条の二
第一項第十一号
の移動式製造設
備の消火設備

置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

九・十 「略」
十一 移動式製造設備
の消火設備について
設置の状況を、目視
等により検査する。
また、当該消火設備
の性能を、作動試験
又はその記録により
検査する。

九・十 「略」
十一 第四条の二
第一項第十一号
の移動式製造設
備の消火設備

されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

九・十 「略」
十一 移動式製造設備
の消火設備について
設置の状況を、目視
により検査する。ま
た、当該消火設備の
性能を、作動試験又
はその記録により検
査する。

十二〜十四	「略」	十五 第四条の二 第一項第十五号 の移動式製造設 備の構造及び材 料	十二〜十四	「略」	十五 移動式製造設備 について、土砂類の 浸入を防ぎ、かつ、 さびにくい構造及び 材料の種類を、 <u>目視</u> 等により検査する。
十六・十七	「略」	十八 第四条の二 第一項第十八号 の移動式製造設	十六・十七	「略」	十八 製造し及び運搬 する火薬類並びに周 囲の火薬類の爆発又
十二〜十四	「略」	十五 第四条の二 第一項第十五号 の移動式製造設 備の構造及び材 料	十二〜十四	「略」	十五 移動式製造設備 について、土砂類の 浸入を防ぎ、かつ、 さびにくい構造及び 材料の種類を、 <u>目視</u> により検査する。
十六・十七	「略」	十八 第四条の二 第一項第十八号 の移動式製造設	十六・十七	「略」	十八 製造し及び運搬 する火薬類並びに周 囲の火薬類の爆発又

備の移動方法及

び製造方法

は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、目視等、図面、記録又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視等、図面又は記録により検査し

備の移動方法及

び製造方法

は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、目視、図面、記録又は測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面又は記録により検査し、製

十九 第四条の二
第一項第十九号

、製造のため車両の動力を使用しない場合にあっては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九 移動式製造設備
の機械、器具又は容

十九 第四条の二
第一項第十九号

造のため車両の動力を使用しない場合にあっては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視、図面又は記録により検査する。

十九 移動式製造設備
の機械、器具又は容

イの移動式製造 設備の機械、器 具又は容器の、 摩擦により特定 硝酸アンモニウ ム系爆薬が爆発 し又は発火しな い構造	器について、摩擦に より特定硝酸アンモ ニウム系爆薬が爆発 し又は発火しない構 造となつてゐること を、目視等又は図面 により検査する。
十九の二 第四条 の二第一項第十 九号口の移動式 製造設備の機械 、器具又は容器	十九の二 移動式製造 設備の機械、器具又 は容器について、振 動又は衝撃により特 定硝酸アンモニウム
イの移動式製造 設備の機械、器 具又は容器の、 摩擦により特定 硝酸アンモニウ ム系爆薬が爆発 し又は発火しな い構造	器について、摩擦に より特定硝酸アンモ ニウム系爆薬が爆発 し又は発火しない構 造となつてゐること を、目視等又は図面 により検査する。
十九の二 第四条 の二第一項第十 九号口の移動式 製造設備の機械 、器具又は容器	十九の二 移動式製造 設備の機械、器具又 は容器について、振 動又は衝撃により特 定硝酸アンモニウム

の、振動又は衝
撃により特定硝
酸アンモニウム
系爆薬が爆発し
又は発火しない
構造

十九の三 第四条
の二第一項第十
九号ハの移動式
製造設備の機械
、器具又は容器
の、腐食により
特定硝酸アンモ

系爆薬が爆発し又は
発火しない構造とな
っていることを、目
視等又は図面により
検査する。

十九の三 移動式製造
設備の機械、器具又
は容器について、腐
食により特定硝酸ア
ンモニウム系爆薬が
変質し又は爆発し若
しくは発火しない構

の、振動又は衝
撃により特定硝
酸アンモニウム
系爆薬が爆発し
又は発火しない
構造

十九の三 第四条
の二第一項第十
九号ハの移動式
製造設備の機械
、器具又は容器
の、腐食により
特定硝酸アンモ

系爆薬が爆発し又は
発火しない構造とな
っていることを、目
視又は図面により検
査する。

十九の三 移動式製造
設備の機械、器具又
は容器について、腐
食により特定硝酸ア
ンモニウム系爆薬が
変質し又は爆発し若
しくは発火しない構

<p>ニウム系爆薬が 変質し又は爆発 し若しくは発火 しない構造</p>	<p>造となつて いること を、目視等 又は図面 により検査 する。</p>
<p>十九の四 第四 条 の二第一項第 十 九号ニの移動 式 製造設備の機 械 、器具又は容 器 の、特定硝酸 ア ンモニウム系 爆 薬の付着、浸 透 又は浸入によ り</p>	<p>十九の四 移動 式製造 設備の機械、 器具又 は容器につ いて、特 定硝酸アン モニウム 系爆薬の付 着、浸透 又は浸入に より爆発 し又は発火 しない構 造となつて いること を、目視等 又は図面</p>
<p>ニウム系爆薬が 変質し又は爆発 し若しくは発火 しない構造</p>	<p>造となつて いること を、目視又 は図面に より検査す る。</p>
<p>十九の四 第四 条 の二第一項第 十 九号ニの移動 式 製造設備の機 械 、器具又は容 器 の、特定硝酸 ア ンモニウム系 爆 薬の付着、浸 透 又は浸入によ り</p>	<p>十九の四 移動 式製造 設備の機械、 器具又 は容器につ いて、特 定硝酸アン モニウム 系爆薬の付 着、浸透 又は浸入に より爆発 し又は発火 しない構 造となつて いること を、目視又 は図面に</p>

爆発し又は発火	により検査する。	爆発し又は発火	より検査する。
しない構造		しない構造	
十九の五 第四条	十九の五 移動式製造	十九の五 第四条	十九の五 移動式製造
の二第一項第十	設備の機械、器具又	の二第一項第十	設備の機械、器具又
九号ホの移動式	は容器について、振	九号ホの移動式	は容器について、振
製造設備の機械	動、衝撃等により変	製造設備の機械	動、衝撃等により変
、器具又は容器	形しない構造となつ	、器具又は容器	形しない構造となつ
が振動、衝撃等	ていることを、目視	が振動、衝撃等	ていることを、目視
により変形しな	等又は図面により検	により変形しな	又は図面により検査
い構造	査する。	い構造	する。
二十 「略」	二十 「略」	二十 「略」	二十 「略」
二十一 第四条の	二十一 移動式製造設	二十一 第四条の	二十一 移動式製造設
二第一項第二十	備に設けられた照明	二第一項第二十	備に設けられた照明

<p>一号の移動式製造設備を照明する設備</p>	<p>設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等に対する安全な防護装置、電灯及び電気配線の設置の状況を、目視等又は図面により検査する。</p>
<p>二十二 「略」 二十三 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備又は廃棄焼却場における</p>	<p>二十二 「略」 二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置すること</p>
<p>一号の移動式製造設備を照明する設備</p>	<p>設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等に対する安全な防護装置、電灯及び電気配線の設置の状況を、目視等又は図面により検査する。</p>
<p>二十二 「略」 二十三 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備又は廃棄焼却場における</p>	<p>二十二 「略」 二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置すること</p>

特定硝酸アンモ ニウム系爆薬の 停滞量等の揭示	二十六 第四条の 二第一項第二十 六号の移動式製	二四・二五	「略」
ができる特定硝酸ア ンモニウム系爆薬の 原料の種類及び最大 数量、定員、注意事 項その他必要な事項 の揭示の状況並びに 記載事項を、目視等 により検査する。	二十六 移動式製造設 備の特定硝酸アンモ ニウム系爆薬及びそ	二四・二五 「略」	「」
特定硝酸アンモ ニウム系爆薬の 停滞量等の揭示	二十六 第四条の 二第一項第二十 六号の移動式製	二四・二五	「略」
ができる特定硝酸ア ンモニウム系爆薬の 原料の種類及び最大 数量、定員、注意事 項その他必要な事項 の揭示の状況並びに 記載事項を、目視に より検査する。	二十六 移動式製造設 備の特定硝酸アンモ ニウム系爆薬及びそ	二四・二五 「略」	「」

造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置	二十七 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備の静電気を除去する措置	二十八 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備の製造を
の原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視等により検査する。	二十七 移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、目視等及び記録により検査する。	二十八 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中
造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置	二十七 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備の静電気を除去する措置	二十八 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備の製造を
の原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の状況を、目視により検査する。	二十七 移動式製造設備の静電気を除去する措置の状況を、目視及び記録により検査する。	二十八 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中

中止する構造	二十九 第四条の 二第一項第二十 九号の移動式製 造設備の特定硝 酸アンモニウム 系爆薬と直接触 れる回転部の摩 擦により当該特 定硝酸アンモニ	止することができ る構造となつて いることを目視 等及び図面によ り検査する。
中止する構造	二十九 第四条の 二第一項第二十 九号の移動式製 造設備の特定硝 酸アンモニウム 系爆薬と直接触 れる回転部の摩 擦により当該特 定硝酸アンモニ	止することができ る構造となつて いることを目視 及び図面によ り検査する。

<p>三十一 第四条の</p>	<p>ウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置</p>	<p>三十一 特定硝酸アン</p>	<p>する。</p>
<p>三十一 第四条の</p>	<p>ウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置</p>	<p>三十一 特定硝酸アン</p>	<p>る。</p>

二第一項第三十
一号の特定硝酸
アンモニウム系
爆薬又はその原
料を過度に加圧
することを防ぐ
ための措置

モニウム系爆薬又は
その原料を加圧する
設備について、当該
特定硝酸アンモニウ
ム系爆薬又はその原
料を過度に加圧する
ことを防ぐための措
置の状況を、目視等
、図面又は機器等の
作動試験若しくはそ
の記録により検査す
る。ただし、当該特
定硝酸アンモニウム

二第一項第三十
一号の特定硝酸
アンモニウム系
爆薬又はその原
料を過度に加圧
することを防ぐ
ための措置

モニウム系爆薬又は
その原料を加圧する
設備について、当該
特定硝酸アンモニウ
ム系爆薬又はその原
料を過度に加圧する
ことを防ぐための措
置の状況を、目視、
図面又は機器等の作
動試験若しくはその
記録により検査す
る。ただし、当該特
定硝酸アンモニウム

三十二 第四条の
二第一項第三十
二号の特定硝酸
アンモニウム系
爆薬及びその原

系爆薬又はその原料
が、加圧により爆発
し又は発火するおそ
れがない場合には、
当該おそれがないこ
とを、目視等、図面
又は記録により検査
する。

三十二 特定硝酸アン
モニウム系爆薬及び
その原料を運搬する
容器について、当該
特定硝酸アンモニウ

三十二 第四条の
二第一項第三十
二号の特定硝酸
アンモニウム系
爆薬及びその原

系爆薬又はその原料
が、加圧により爆発
し又は発火するおそ
れがない場合には、
当該おそれがないこ
とを、目視、図面又
は記録により検査す
る。

三十二 特定硝酸アン
モニウム系爆薬及び
その原料を運搬する
容器について、当該
特定硝酸アンモニウ

料の運搬容器

三十三 第四条の
二第一項第三十
三号イの廃棄焼
却場

ム系爆薬又はその原
料と化学反応を起こ
さない材料を使用し
、かつ、確実に蓋の
できる構造となつて
いることを、目視等
及び記録により検査
する。

三十三 廃棄焼却場に
ついて、移動区域内
に設置されているこ
とを、目視等により
検査する。

料の運搬容器

三十三 第四条の
二第一項第三十
三号イの廃棄焼
却場

ム系爆薬又はその原
料と化学反応を起こ
さない材料を使用し
、かつ、確実に蓋の
できる構造となつて
いることを、目視及
び記録により検査す
る。

三十三 廃棄焼却場に
ついて、移動区域内
に設置されているこ
とを、目視により検
査する。

<p>三十三の二 第四 条の二第一項第 三十三号口の土 堤、防爆壁又は 防火壁その他の 延焼を遮断する ための措置</p>	<p>三十三の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁を、別表 第二第十六項又は第 十八項に掲げる完成 検査の方法により検 査し、防火壁その他 の延焼を遮断するた めの措置を講じたも のについては、当該 措置の状況を、目視 等及び図面により検</p>
<p>三十三の二 第四 条の二第一項第 三十三号口の土 堤、防爆壁又は 防火壁その他の 延焼を遮断する ための措置</p>	<p>三十三の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁を、別表 第二第十六項又は第 十八項に掲げる完成 検査の方法により検 査し、防火壁その他 の延焼を遮断するた めの措置を講じたも のについては、当該 措置の状況を、目視 及び図面により検査</p>

<p>圀の火災を防止</p>	<p>三十三号ハの周</p>	<p>条の二第一項第</p>	<p>三十三の三 第四</p>
----------------	----------------	----------------	-----------------

<p>等、<u>凶面又は機器等</u></p>	<p>措置の状況を、<u>目視</u></p>	<p>災を防止するための</p>	<p>三十三の三 周囲の火</p>	<p>より検査する。</p>	<p>等、<u>凶面又は記録に</u></p>	<p>がないことを、<u>目視</u></p>	<p>合には、当該おそれ</p>	<p>ぼすおそれがない場</p>	<p>辺の施設に危害を及</p>	<p>火することにより周</p>	<p>葉類が爆発し又は発</p>	<p>査する。ただし、火</p>
-------------------------	-------------------------	------------------	-------------------	----------------	-------------------------	-------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

<p>圀の火災を防止</p>	<p>三十三号ハの周</p>	<p>条の二第一項第</p>	<p>三十三の三 第四</p>
----------------	----------------	----------------	-----------------

<p>、<u>凶面又は機器等の</u></p>	<p>措置の状況を、<u>目視</u></p>	<p>災を防止するための</p>	<p>三十三の三 周囲の火</p>	<p>検査する。</p>	<p><u>凶面又は記録により</u></p>	<p>ないことを、<u>目視</u>、</p>	<p>には、当該おそれが</p>	<p>すおそれがない場合</p>	<p>の施設に危害を及ぼ</p>	<p>することにより周辺</p>	<p>類が爆発し又は発火</p>	<p>する。ただし、火葉</p>
-------------------------	-------------------------	------------------	-------------------	--------------	-------------------------	-------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

		別表第二（第四十四条第二項関係）	するための措置 の作動試験若しくはその記録により検査する。
1 火薬庫の保安距離の基準	保安検査の方法		
	1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離		

		別表第二（第四十四条第二項関係）	するための措置 作動試験若しくはその記録により検査する。
1 火薬庫の保安距離の基準	保安検査の方法		
	1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離		

<p>二 第二十四条第 二号の火薬庫の</p>	<p>二 第二十四条第 二号の火薬庫の</p>	<p>2 地上式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十四条第 一号の火薬庫の 設置場所</p>
<p>質、基礎及び排水の</p>	<p>二 火薬庫の構造、材 質、基礎及び排水の</p>	<p>離を満たしていること が目視等により容易に 判定できる場合に限り 、目視等による検査に 替えることができる。</p> <p>一 火薬庫の設置場所 の状況を、目視等及 び図面により検査す る。</p>
<p>二 第二十四条第 二号の火薬庫の</p>	<p>二 第二十四条第 二号の火薬庫の</p>	<p>2 地上式一級火薬庫の基準</p> <p>一 第二十四条第 一号の火薬庫の 設置場所</p>
<p>質、基礎及び排水の</p>	<p>二 火薬庫の構造、材 質、基礎及び排水の</p>	<p>離を満たしていること が目視により容易に判 定できる場合に限り、 目視による検査に替え ることができる。</p> <p>一 火薬庫の設置場所 の状況を、目視及び 図面により検査す る。</p>

<p>五 第二十四条第</p>	<p>構造</p>
<p>五 火薬庫の窓の設置</p>	<p>措置の状況を、目視等及び図面により検査する。</p> <p>三 「略」</p> <p>四 火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。</p>
<p>五 第二十四条第</p>	<p>構造</p>
<p>五 火薬庫の窓の設置</p>	<p>措置の状況を、目視及び図面により検査する。</p> <p>三 「略」</p> <p>四 火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。</p>

五号の火薬庫の
窓

六
第二十四条第

の状況並びに直射日
光により火薬類が変
質し、又は爆発し、
若しくは発火するこ
とを防止するための
措置並びに盗難及び
火災を防止するため
の措置の状況を、目
視等、凶面又は巻尺
その他の測定器具を
用いた測定により検
査する。

六
火薬庫の床につい

五号の火薬庫の
窓

六
第二十四条第

の状況並びに直射日
光により火薬類が変
質し、又は爆発し、
若しくは発火するこ
とを防止するための
措置並びに盗難及び
火災を防止するため
の措置の状況を、目
視、凶面又は巻尺そ
の他の測定器具を用
いた測定により検査
する。

六
火薬庫の床につい

六号の地盤面からの湿気を防止するための措置

七 第二十四条第

て、地盤面からの湿気を防止するための措置の状況を、目視等、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。

七 火薬庫の内面につ

六号の地盤面からの湿気を防止するための措置

七 第二十四条第

て、地盤面からの湿気を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないことについては、目視、図面又は記録により検査する。

七 火薬庫の内面につ

七号の火薬庫の

内面

いて、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用していることを、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は

七号の火薬庫の

内面

いて、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用していることを、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発

<p>七の二 第二十四 条第七号の二の 火薬庫の床面</p>	<p>八 第二十四条第 八号の火薬庫の 換気孔</p>	<p>発火するおそれがな いことについては、 目等視、<u>図面</u>又は記 録により検査する。</p>	<p>七の二 火薬庫の床面 の材料を、<u>目視等</u>又 は<u>図面</u>により検査す る。</p>
<p>七の二 第二十四 条第七号の二の 火薬庫の床面</p>	<p>八 第二十四条第 八号の火薬庫の 換気孔</p>	<p>火するおそれがな いことについては、<u>目 視</u>、<u>図面</u>又は記録に より検査する。</p>	<p>七の二 火薬庫の床面 の材料を、<u>目視</u>又は <u>図面</u>により検査す る。</p>
<p>七の二 第二十四 条第七号の二の 火薬庫の床面</p>	<p>八 第二十四条第 八号の火薬庫の 換気孔</p>	<p>置の状況を、<u>目視等</u> 又は<u>図面</u>により検査 又は<u>図面</u>により検査</p>	<p>置の状況を、<u>目視</u>又 は<u>図面</u>により検査す</p>

<p>十 第二十四条第 十号の火薬庫の 照明設備</p>	<p>九 第二十四条第 九号の火薬庫の 暖房設備</p>
<p>十 火薬庫の照明設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ</p>	<p>九 火薬庫の暖房設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための 措置の状況及び暖房 設備の燃焼しやすい 物との隔離の状況を 、<u>目視</u>等又は図面に より検査する。</p>
<p>十 第二十四条第 十号の火薬庫の 照明設備</p>	<p>九 第二十四条第 九号の火薬庫の 暖房設備</p>
<p>十 火薬庫の照明設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ</p>	<p>九 火薬庫の暖房設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための 措置の状況及び暖房 設備の燃焼しやすい 物との隔離の状況を 、<u>目視</u>又は図面によ り検査する。</p>

第十二号の避雷	十二 第二十四条	屋組 庫の屋根及び小	十一 第二十四条	第十一号の火薬	とを防止するための措置の状況を、目視等又は凶面により検査する。
を、目視等により検査	十二 避雷装置の有無	災を防止するための措置の状況を、目視等又は凶面により検査する。	十一 火薬庫の屋根の	外面及び小屋組の材質並びに盗難及び火	とを防止するための措置の状況を、目視等又は凶面により検査する。
第十二号の避雷	十二 第二十四条	屋組 庫の屋根及び小	十一 第二十四条	第十一号の火薬	とを防止するための措置の状況を、目視又は凶面により検査する。
を、目視により検査	十二 避雷装置の有無	災を防止するための措置の状況を、目視又は凶面により検査する。	十一 火薬庫の屋根の	外面及び小屋組の材質並びに盗難及び火	とを防止するための措置の状況を、目視又は凶面により検査する。

装置	十三 第二十四条 第十三号の土堤	査する。	十三 土堤の有無を、 目視等により検査する。
十四 第二十四条 第十四号の防火 のための措置及 び消火の活動の ために必要な措 置並びに警戒設 備	十四 防火のための措 置及び消火の活動の ために必要な措置並 びに警戒設備の設置	る。	十四 第二十四条 第十四号の防火 のための措置及 び消火の活動の ために必要な措 置並びに警戒設 備
十五 第二十四条 第十五号の天井	十五 火薬庫の天井裏 又は屋根に講ずる盗	る。	十五 第二十四条 第十五号の天井
装置	十三 第二十四条 第十三号の土堤	する。	十三 土堤の有無を、 目視により検査する。
十四 第二十四条 第十四号の防火 のための措置及 び消火の活動の ために必要な措 置並びに警戒設 備	十四 防火のための措 置及び消火の活動の ために必要な措置並 びに警戒設備の設置	る。	十四 第二十四条 第十四号の防火 のための措置及 び消火の活動の ために必要な措 置並びに警戒設 備
十五 第二十四条 第十五号の天井	十五 火薬庫の天井裏 又は屋根に講ずる盗	る。	十五 第二十四条 第十五号の天井

裏又は屋根に講
ずる盗難を防止
するための措置

十六 第二十四条

第十六号の盗難
を防止するため
の措置

難を防止するための
措置の状況を、目視
等又は凶面により検
査する。

十六 見張人を常時配

置しない火薬庫の盗
難を防止するための
措置の状況を、目視
等又は凶面により検
査するとともに、盗
難を防止するための
装置を設置している
場合には、当該装置

裏又は屋根に講
ずる盗難を防止
するための措置

十六 第二十四条

第十六号の警鳴
装置

難を防止するための
措置の状況を、目視
又は凶面により検査
する。

十六 見張人を常時配

置しない火薬庫の警
鳴装置の設置の状況
を、目視又は凶面に
より検査し、当該装
置の機能を、作動試
験又はその記録によ
り検査する。

3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	<ul style="list-style-type: none"> 一 「略」 二 第二十四条の 二 第一号の火薬 庫の構造
------------------------	---

<p>の機能を、作動試験 又はその記録により 検査する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 「略」 二 火薬庫の構造及び 材質を、<u>目視</u>等及び 図面により検査し、 及び外部構造の壁及 び内部構造の壁の厚 さ並びに間隔を、巻 尺その他の測定器具
--	--

3 地上覆土式一級 火薬庫の基準	<ul style="list-style-type: none"> 一 「略」 二 第二十四条の 二 第一号の火薬 庫の構造
------------------------	---

<ul style="list-style-type: none"> 一 「略」 二 火薬庫の構造及び 材質を、<u>目視</u>及び図 面により検査し、及 び外部構造の壁及び 内部構造の壁の厚さ 並びに間隔を、巻尺 その他の測定器具を
--

<p>三 第二十四条の 二第二号の火薬 庫の基礎</p>	<p>を用いた測定により 検査する。</p> <p>三 火薬庫の基礎及び 排水の措置の状況を 、目視等及び図面に より検査する。</p>
<p>四 「略」</p> <p>五 第二十四条の 二第四号及び第 五号の火薬庫の 覆土</p>	<p>四 「略」</p> <p>五 火薬庫の覆土の状 況を、目視等及び図 面により検査し、及 び当該覆土の勾配及 び厚さを、巻尺その 他の測定器具を用い</p>
<p>三 第二十四条の 二第二号の火薬 庫の基礎</p>	<p>を用いた測定により検 査する。</p> <p>三 火薬庫の基礎及び 排水の措置の状況を 、目視及び図面によ り検査する。</p>
<p>四 「略」</p> <p>五 第二十四条の 二第四号及び第 五号の火薬庫の 覆土</p>	<p>四 「略」</p> <p>五 火薬庫の覆土の状 況を、目視及び図面 により検査し、及び 当該覆土の勾配及び 厚さを、巻尺その他 の測定器具を用いた</p>

一 〔略〕	4 地中式一級火薬 庫の基準
----------	----------------------

一 〔略〕	た測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
----------	--

一 〔略〕	4 地中式一級火薬 庫の基準
----------	----------------------

一 〔略〕	測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
----------	---

<p>二 第二十五条第 一号の火薬庫の 設置場所</p>	<p>三 第二十五条第 二号の火薬庫の 構造</p>	<p>四 第二十五条第 三号の火薬庫の 外壁と岩壁との 間の空間</p>
<p>二 火薬庫の設置場所 の状況を、目視等及 び図面により検査す る。</p>	<p>三 火薬庫の防湿構造 及び材質を、目視等 及び図面により検査 する。</p>	<p>四 火薬庫の外壁と岩 壁との間の空間の排 水の措置の状況を、 目視等及び図面によ り検査する。</p>
<p>二 第二十五条第 一号の火薬庫の 設置場所</p>	<p>三 第二十五条第 二号の火薬庫の 構造</p>	<p>四 第二十五条第 三号の火薬庫の 外壁と岩壁との 間の空間</p>
<p>二 火薬庫の設置場所 の状況を、目視及び 図面により検査す る。</p>	<p>三 火薬庫の防湿構造 及び材質を、目視及 び図面により検査す る。</p>	<p>四 火薬庫の外壁と岩 壁との間の空間の排 水の措置の状況を、 目視及び図面により 検査する。</p>

<p>六 第二十五条第 六号の火薬庫の 地盤の厚さ</p>	<p>五 第二十五条第 四号の火薬庫の 入口及び火薬庫 に通ずるトンネ ルの入口の扉</p>
<p>六 火薬庫の地盤の厚 さを、巻尺その他 の測定器具を用いた検</p>	<p>五 火薬庫の入口及び 火薬庫に通ずるトン ネルの入口の扉の設 置状況及び盗難を防 止するための措置の 状況を、<u>目視</u>等、<u>図</u> 面又は巻尺その他の 測定器具を用いた測 定等により検査す る。</p>
<p>六 第二十五条第 六号の火薬庫の 地盤の厚さ</p>	<p>五 第二十五条第 四号の火薬庫の 入口及び火薬庫 に通ずるトンネ ルの入口の扉</p>
<p>六 火薬庫の地盤の厚 さを、巻尺その他 の測定器具を用いた検</p>	<p>五 火薬庫の入口及び 火薬庫に通ずるトン ネルの入口の扉の設 置状況及び盗難を防 止するための措置の 状況を、<u>目視</u>、<u>図</u>面 又は巻尺その他の測 定器具を用いた測定 等により検査する。</p>

七 第二十五条第
七号の火薬庫の
入口又はトンネ

査により検査する。
ただし、当該測定に
おいて、既定の厚さ
を満たしていること
が目視等又は図面に
より容易に判定でき
る場合に限り、目視
等又は図面による検
査に替えることがで
きる。

七 第二十五条第
七号の火薬庫の
入口又はトンネ

査により検査する。
ただし、当該測定に
おいて、既定の厚さ
を満たしていること
が目視又は図面によ
り容易に判定できる
場合に限り、目視又
は図面による検査に
替えることができ
る。

<p>庫の構造</p> <p>二 第二号の火薬</p> <p>三 第二十五条の</p>	<p>庫の設置場所</p> <p>二 第二十五条の</p> <p>二 第一号の火薬</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 第二十五条の</p>	<p>5 地下式一級火薬庫の基準</p> <p>置</p> <p>ルの入口前方の</p> <p>衝動波防止の措</p>
<p>図面により検査し、</p> <p>材質を、目視等及び</p> <p>三 火薬庫の構造及び</p>	<p>び図面により検査する。</p> <p>の状況を、目視等及び</p> <p>二 火薬庫の設置場所</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫の設置場所</p>	<p>の状況を、目視等及び</p> <p>図面により検査する。</p>
<p>庫の構造</p> <p>二 第二号の火薬</p> <p>三 第二十五条の</p>	<p>庫の設置場所</p> <p>二 第二十五条の</p> <p>二 第一号の火薬</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 第二十五条の</p>	<p>5 地下式一級火薬庫の基準</p> <p>置</p> <p>ルの入口前方の</p> <p>衝動波防止の措</p>
<p>面により検査し、及</p> <p>材質を、目視及び図</p> <p>三 火薬庫の構造及び</p>	<p>図面により検査する。</p> <p>の状況を、目視及び</p> <p>二 火薬庫の設置場所</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫の設置場所</p>	<p>の状況を、目視及び</p> <p>図面により検査する。</p>

<p>五 第二十五条の 二第五号の搬出</p>	<p>四 第二十五条の 二第三号の外部 構造と内部構造 との間の空間</p>
<p>五 搬出入用トンネル の設置の状況及び衝</p>	<p>四 火薬庫の外部構造 と内部構造との間の 空間の排水の措置の 状況を、<u>目視</u>及び <u>図面</u>により検査す る。</p>
<p>五 第二十五条の 二第五号の搬出</p>	<p>四 第二十五条の 二第三号の外部 構造と内部構造 との間の空間</p>
<p>五 搬出入用トンネル の設置の状況及び衝</p>	<p>四 火薬庫の外部構造 と内部構造との間の 空間の排水の措置の 状況を、<u>目視</u>及び <u>図面</u>により検査する。</p>

入用トンネル	<p>六 第二十五条の 二第六号の昇降 機その他火薬類 の運搬に用いる 設備</p>	<p>動波防止の措置の状 況を、目視等及び図 面により検査する。</p>
<p>七 第二十五条の 二第七号の放爆 用トンネル</p>	<p>六 昇降機その他火薬 類の運搬に用いる設 備の設置の状況及び 構造を、目視等及び 図面により検査す る。</p>	<p>七 放爆用トンネルの 設置の状況を、目視 等及び図面により検 査し、及び放爆用ト</p>
入用トンネル	<p>六 第二十五条の 二第六号の昇降 機その他火薬類 の運搬に用いる 設備</p>	<p>動波防止の措置の状 況を、目視及び図面 により検査する。</p>
<p>七 第二十五条の 二第七号の放爆 用トンネル</p>	<p>六 昇降機その他火薬 類の運搬に用いる設 備の設置の状況及び 構造を、目視及び図 面により検査する。</p>	<p>七 放爆用トンネルの 設置の状況を、目視 及び図面により検査 し、及び放爆用トン</p>

八
第二十五条の

八
火薬庫の側面及び

ンネルの断面積を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の値を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

八
第二十五条の

八
火薬庫の側面及び

ネルの断面積を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の値を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

二第八号の火薬
庫の側面及び底
面の地盤の厚さ

底面の地盤の厚さを
、巻尺その他の測定
器具を用いた測定に
より検査する。ただ
し、当該測定におい
て、既定の厚さを満
たしていることが目
視等又は図面により
容易に判断できる場
合に限り、目視等又
は図面による検査に
替えることができ
る。

二第八号の火薬
庫の側面及び底
面の地盤の厚さ

底面の地盤の厚さを
、巻尺その他の測定
器具を用いた測定に
より検査する。ただ
し、当該測定におい
て、既定の厚さを満
たしていることが目
視等又は図面により容
易に判断できる場合
に限り、目視等又は図
面による検査に替え
ることができる。

九 第二十五条の

二第九号及び第十号の土かぶり

九 火薬庫の土かぶりの状況を、目視及び

目視等及び図面により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等

九 第二十五条の

二第九号及び第十号の土かぶり

九 火薬庫の土かぶりの状況を、目視及び

目視及び図面により検査し、及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図

<p>6 地上式二級火薬庫の基準</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造</p>	<p>十 第二十五条の二第十一号の警戒設備</p>	<p>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための</p>	<p>十 警戒設備の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。</p>	<p>又は図面による検査に替えることができる。</p>
<p>6 地上式二級火薬庫の基準</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二十六条第一項第一号の火薬庫の構造</p>	<p>十 第二十五条の二第十一号の警戒設備</p>	<p>面による検査に替えることができる。</p>
<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防止するための</p>	<p>十 警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する</p>	<p>面による検査に替えることができる。</p>

<p>七 第二十六条第 一項第四号の他 の二級火薬庫と</p>	<p>堤</p>	<p>六 第二十六条第 一項第三号の土</p>	<p>五 第二十六条第 一項第二号の避 雷装置</p>	<p>三・四 「略」</p>
<p>七 他の二級火薬庫と の間に土堤を設けな い火薬庫の相互の距</p>	<p>る。</p>	<p>六 土堤の有無を、目 視等により検査す</p>	<p>五 避雷装置の有無を 、目視等により検査 する。</p>	<p>措置の状況を、目視 等及び図面により検 査する。</p>
<p>七 第二十六条第 一項第四号の他 の二級火薬庫と</p>	<p>堤</p>	<p>六 第二十六条第 一項第三号の土</p>	<p>五 第二十六条第 一項第二号の避 雷装置</p>	<p>三・四 「略」</p>
<p>七 他の二級火薬庫と の間に土堤を設けな い火薬庫の相互の距</p>	<p>る。</p>	<p>六 土堤の有無を、目 視により検査する。</p>	<p>五 避雷装置の有無を 、目視により検査す る。</p>	<p>措置の状況を、目視 及び図面により検査 する。</p>

庫の基準	7 地中式二級火薬	<p>の間に土堤を設 けない火薬庫の 相互の距離</p>
------	-----------	--------------------------------------

<p>離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の距離 を満たしていること が<u>目視等</u>により容易 に判定できる場合に 限り、<u>目視等</u>による 検査に替えることが できる。</p>

庫の基準	7 地中式二級火薬	<p>の間に土堤を設 けない火薬庫の 相互の距離</p>
------	-----------	--------------------------------------

<p>離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の距離 を満たしていること が<u>目視</u>により容易に 判定できる場合に限 り、<u>目視</u>による検査 に替えることができ る。</p>

8 地上式三級火薬	一	〔略〕
	二	第二十六条第 二項第一号の火 薬庫の構造

	一	〔略〕
	二	火薬庫に講ずる盗 難を防止するための 措置の状況を、目視 等及び図面により検 査する。
	三	丘陵の斜面又はト ンネルの内側壁に穴 を掘って設けられた 火薬庫の材質を、目 視等により検査す る。

8 地上式三級火薬	一	〔略〕
	二	第二十六条第 二項第一号の火 薬庫の構造

	一	〔略〕
	二	火薬庫に講ずる盗 難を防止するための 措置の状況を、目視 及び図面により検査 する。
	三	丘陵の斜面又はト ンネルの内側壁に穴 を掘って設けられた 火薬庫の材質を、目 視により検査する。

庫の基準	
一	〔略〕
二	第二十七条第 一項第一号の火 薬庫の壁
三	〔略〕
四	第二十七条第 一項第三号の火 薬又は爆薬と火

一	〔略〕
二	火薬庫の壁の材質 を、目視等により検 査し、及び当該壁の 厚さを、巻尺その他 の測定器具を用いた 測定により検査す る。
三	〔略〕
四	火薬又は爆薬と火 工品を同時に貯蔵す る火薬庫に設けられ

庫の基準	
一	〔略〕
二	第二十七条第 一項第一号の火 薬庫の壁
三	〔略〕
四	第二十七条第 一項第三号の火 薬又は爆薬と火

一	〔略〕
二	火薬庫の壁の材質 を、目視により検査 し、及び当該壁の厚 さを、巻尺その他 の測定器具を用いた測 定により検査する。
三	〔略〕
四	火薬又は爆薬と火 工品を同時に貯蔵す る火薬庫に設けられ

工品とを同時に
貯蔵する火薬庫
の隔壁

五 第二十七条第
一項第四号の火
薬庫の入口

た隔壁の設置の状況
及び材質を、目視等
及び図面により検査
し、及び当該隔壁の
厚さを、巻き尺その
他の測定器具を用い
た検査により検査す
る。

五 火薬庫の入口及び
消火の活動のために
必要な措置の状況を
、目視等又は図面に
より検査する。

工品とを同時に
貯蔵する火薬庫
の隔壁

五 第二十七条第
一項第四号の火
薬庫の入口

た隔壁の設置の状況
及び材質を、目視及
び図面により検査し
、及び当該隔壁の厚
さを、巻き尺その他
の測定器具を用いた
検査により検査す
る。

五 火薬庫の入口及び
消火の活動のために
必要な措置の状況を
、目視又は図面によ
り検査する。

六 第二十七条第	一項第五号の火	薬庫の土堤	9 地中式三級火薬	庫の基準	一 「略」	二 第二十七条第	二項第一号の火	薬庫の地盤の厚	さ
六 土堤又は簡易土堤	の有無を、目視等に	より検査する。			一 「略」	二 火薬庫の地盤の厚	さを、巻尺その他の	測定器具を用いた測	定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の厚さ を満たしていること
六 第二十七条第	一項第五号の火	薬庫の土堤	9 地中式三級火薬	庫の基準	一 「略」	二 第二十七条第	二項第一号の火	薬庫の地盤の厚	さ
六 土堤又は簡易土堤	の有無を、目視によ	り検査する。			一 「略」	二 火薬庫の地盤の厚	さを、巻尺その他の	測定器具を用いた測	定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の厚さ を満たしていること

一 第二十七条の	準	10 水蓄火薬庫の基	薬庫の設置場所	二項第二号の火	三 第二十七条第
----------	---	------------	---------	---------	----------

一 火薬庫の壁及び底	る。	び図面により検査す	の状況を、目視等及	三 火薬庫の設置場所	きる。	査に替えることがで	等又は図面による検	る場合に限り、目視	より容易に判定でき	が目視等又は図面に
------------	----	-----------	-----------	------------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

一 第二十七条の	準	10 水蓄火薬庫の基	薬庫の設置場所	二項第二号の火	三 第二十七条第
----------	---	------------	---------	---------	----------

一 火薬庫の壁及び底	る。	図面により検査す	の状況を、目視及び	三 火薬庫の設置場所	る。	替えることができ	は図面による検査に	場合に限り、目視又	り容易に判定できる	が目視又は図面によ
------------	----	----------	-----------	------------	----	----------	-----------	-----------	-----------	-----------

<p>二 第二十七号の火薬</p>	<p>二 第一号の火薬 庫の壁及び底面</p>
<p>二 第二十七号の火薬</p>	<p>面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、<u>目視等</u>及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p>
<p>二 第二十七号の火薬</p>	<p>二 第一号の火薬 庫の壁及び底面</p>
<p>二 第二十七号の火薬</p>	<p>面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、<u>目視</u>及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p>

庫の屋根	三 第二十七条の	庫の設備	二 第三号の火薬	四 第二十七条の	二 第四号の火薬	類が流失するこ
防止するための措置 の状況を、 <u>目視等</u> 又 は図面により検査す る。	三 火薬庫に設置され ている水位計及び自 動供給装置の設置の 状況を、 <u>目視等</u> 及び 図面により検査す る。			四 火薬類が流失する ことを防止するため の措置の状況を、 <u>目</u>		
庫の屋根	三 第二十七条の	庫の設備	二 第三号の火薬	四 第二十七条の	二 第四号の火薬	類が流失するこ
防止するための措置 の状況を、 <u>目視</u> 又は 図面により検査す る。	三 火薬庫に設置され ている水位計及び自 動供給装置の設置の 状況を、 <u>目視</u> 及び図 面により検査する。			四 火薬類が流失する ことを防止するため の措置の状況を、 <u>目</u>		

とを防止するた めの措置	11 横穴式水蓄火薬 庫の基準	一 「略」 二 第二十七条の 三 第一号の火薬 庫の内面	三 第二十七条の 三 第二号の火薬 庫の前面の擁壁
-----------------	-----------------------	---------------------------------------	---------------------------------

視等又は図面により 検査する。	一 「略」 二 火薬庫の内面が堅 固で、かつ、水が漏 れるおそれがないこ とを、目視等及び図 面により検査する。	三 火薬庫の前面の擁 壁の材質及び構造を 、目視等により検査
--------------------	---	--------------------------------------

とを防止するた めの措置	11 横穴式水蓄火薬 庫の基準	一 「略」 二 第二十七条の 三 第一号の火薬 庫の内面	三 第二十七条の 三 第二号の火薬 庫の前面の擁壁
-----------------	-----------------------	---------------------------------------	---------------------------------

視等又は図面により 検査する。	一 「略」 二 火薬庫の内面が堅 固で、かつ、水が漏 れるおそれがないこ とを、目視等及び図 面により検査する。	三 火薬庫の前面の擁 壁の材質及び構造を 、目視等により検査す
--------------------	---	---------------------------------------

12 準 実包火薬庫の基	の措置	を防止するため	庫に講ずる盗難	三第四号の火薬	五 第二十七条の	の出入口	庫の前面の擁壁	三第三号の火薬	四 第二十七条の

									する。
		を、目視等により検	るための措置の状況	講ずる盗難を防止す	五 火薬庫の出入口に	置の状況を、目視等	口の水漏れを防ぐ措	壁に設けられた出入	四 火薬庫の前面の擁
		査する。							

12 準 実包火薬庫の基	の措置	を防止するため	庫に講ずる盗難	三第四号の火薬	五 第二十七条の	の出入口	庫の前面の擁壁	三第三号の火薬	四 第二十七条の

									る。
		を、目視により検査	るための措置の状況	講ずる盗難を防止す	五 火薬庫の出入口に	置の状況を、目視に	口の水漏れを防ぐ措	壁に設けられた出入	四 火薬庫の前面の擁
		査する。							

一 第二十七条の 四第一項の基準	イ 「略」	ロ 第二十七条 の四第一項第 一号の火薬庫 の壁
ハ 第二十七条 の四第一項第 二号の火薬庫		

イ 「略」	ロ 火薬庫の壁の材 質を、目視等によ り検査し、及び当 該壁の厚さを、巻 尺その他の測定器 具を用いた測定に より検査する。
ハ 火薬庫の屋根の 材質を、目視等に より検査し、及び	

一 第二十七条の 四第一項の基準	イ 「略」	ロ 第二十七条 の四第一項第 一号の火薬庫 の壁
ハ 第二十七条 の四第一項第 二号の火薬庫		

イ 「略」	ロ 火薬庫の壁の材 質を、目視により 検査し、及び当 該壁の厚さを、巻尺 その他の測定器具 を用いた測定によ り検査する。
ハ 火薬庫の屋根の 材質を、目視によ り検査し、及び当	

の屋根	二 第二十七条の 四第二項の基準
	イ 「略」
	ロ 第二十七条 の四第二項第 一号の火薬庫 の壁及び屋根

当該屋根の厚さを 、巻尺その他の測 定器具を用いた測 定により検査す る。	イ 「略」
	ロ 火薬庫の壁及び 屋根の材質を、目 視等により検査し 、並びに当該壁及 び屋根の厚さを、

の屋根	二 第二十七条の 四第二項の基準
	イ 「略」
	ロ 第二十七条 の四第二項第 一号の火薬庫 の壁及び屋根

該屋根の厚さを、 巻尺その他の測定 器具を用いた測定 により検査する。	イ 「略」
	ロ 火薬庫の壁及び 屋根の材質を、目 視により検査し、 並びに当該壁及び 屋根の厚さを、巻

<p>ホ 第二十七条 の四第二項第</p>	<p>備 三号の警戒設 の四第二項第</p>	<p>ニ 第二十七条 の窓</p>	<p>二号の火薬庫</p>	<p>ハ 第二十七条 の四第二項第</p>	<p>巻尺その他の測定 器具を用いた測定 により検査する。</p>
<p>ホ 火薬庫における 地震動に対する安</p>	<p>査する。 及び図面により検 の状況を、目視等</p>	<p>ニ 警戒設備の設置 る。</p>	<p>視等により検査す る。</p>	<p>ハ 窓が設けられて いないことを、目 視等により検査す</p>	
<p>ホ 第二十七条 の四第二項第</p>	<p>備 三号の警戒設 の四第二項第</p>	<p>ニ 第二十七条 の窓</p>	<p>二号の火薬庫</p>	<p>ハ 第二十七条 の四第二項第</p>	<p>尺その他の測定器 具を用いた測定に より検査する。</p>
<p>ホ 火薬庫における 地震動に対する安</p>	<p>査する。 及び図面により検査 の状況を、目視及</p>	<p>ニ 警戒設備の設置 る。</p>	<p>視により検査す る。</p>	<p>ハ 窓が設けられて いないことを、目 視により検査す</p>	

<p>三〇五 〔略〕</p>	<p>三〇五 〔略〕</p>	<p>四号の火薬庫 における地震 動に対する安 全性</p>	<p>全性を、目視等及 び図面により検査 する。</p>	<p>13 煙火火薬庫の基 準</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 第二十八条第 一号の火薬庫の 構造</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 火薬庫の構造、材 質、基礎及び排水の 措置の状況を、目視 等及び図面により検 査する。</p>
<p>三〇五 〔略〕</p>	<p>三〇五 〔略〕</p>	<p>四号の火薬庫 における地震 動に対する安 全性</p>	<p>全性を、目視及び 図面により検査す る。</p>	<p>13 煙火火薬庫の基 準</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 第二十八条第 一号の火薬庫の 構造</p>	<p>一 〔略〕</p> <p>二 火薬庫の構造、材 質、基礎及び排水の 措置の状況を、目視 及び図面により検査 する。</p>

六 第二十八条第	四号の火薬庫の 土堤	六 土堤、簡易土堤又 は防爆壁の有無を、 目視等により検査す る。	14 がん具煙火貯蔵 庫及び導火線庫の 基準	一 「略」	二 第二十九条第 一号のがん具煙 火貯蔵庫又は導 火線庫の構造
六 土堤、簡易土堤又	は防爆壁の有無を、 目視等により検査す る。	る。	14 がん具煙火貯蔵 庫及び導火線庫の 基準	一 「略」	二 がん具煙火貯蔵庫 又は導火線庫の構造 及び防火の措置を、 目視等又は図面によ り検査する。
六 第二十八条第	四号の火薬庫の 土堤	六 土堤、簡易土堤又 は防爆壁の有無を、 目視により検査す る。	14 がん具煙火貯蔵 庫及び導火線庫の 基準	一 「略」	二 第二十九条第 一号のがん具煙 火貯蔵庫又は導 火線庫の構造
六 土堤、簡易土堤又	は防爆壁の有無を、 目視により検査す る。	る。	14 がん具煙火貯蔵 庫及び導火線庫の 基準	一 「略」	二 がん具煙火貯蔵庫 又は導火線庫の構造 及び防火の措置を、 目視又は図面により 検査する。

<p>15 避雷装置の基準</p>	<p>三 第二十九条第 二号のがん具煙 火貯蔵庫又は導 火線庫の入口の 扉</p>
<p>15 第三十条の避雷装置 の位置、型式、構造、 材質等を、目視等、 図面及び測定器具を用いた 測定により検査する。</p>	<p>三 がん具煙火貯蔵庫 又は導火線庫の入口 の扉に講ずる盗難を 防止するための措置 の状況を、目視等又 は図面により検査す る。</p>
<p>15 避雷装置の基準</p>	<p>三 第二十九条第 二号のがん具煙 火貯蔵庫又は導 火線庫の入口の 扉</p>
<p>15 第三十条の避雷装置 の位置、型式、構造、 材質等を、目視、 図面及び測定器具を用いた 測定により検査する。</p>	<p>三 がん具煙火貯蔵庫 又は導火線庫の入口 の扉に講ずる盗難を 防止するための措置 の状況を、目視又は 図面により検査す る。</p>

16 土堤の基準

一 第三十一条第

一号の土堤の内
面の堤脚から火
薬庫、爆発の危
険のある工室又
は火薬類一時置
場の本屋の外壁
までの距離

一 内面の堤脚から火

薬庫、爆発の危険の
ある工室又は火薬類
一時置場の本屋の外
壁までの距離を、巻
尺その他の測定器具
を用いた測定により
検査する。ただし、
当該測定において、
既定の距離を満たし
ていることが目視等
により容易に判定で

16 土堤の基準

一 第三十一条第

一号の土堤の内
面の堤脚から火
薬庫、爆発の危
険のある工室又
は火薬類一時置
場の本屋の外壁
までの距離

一 内面の堤脚から火

薬庫、爆発の危険の
ある工室又は火薬類
一時置場の本屋の外
壁までの距離を、巻
尺その他の測定器具
を用いた測定により
検査する。ただし、
当該測定において、
既定の距離を満たし
ていることが目視に
より容易に判定でき

<p>三 第三十一条第</p>	<p>二 第三十一条第</p> <p>二号の切通の出入口を設けた土堤の構造</p>
<p>三 トンネルの出入口</p>	<p>二 切通の出入口を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見ることができない構造となつていないことを、目視等により検査する。</p>
<p>三 第三十一条第</p>	<p>二 第三十一条第</p> <p>二号の切通の出入口を設けた土堤の構造</p>
<p>三 トンネルの出入口</p>	<p>二 切通の出入口を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見ることができない構造となつていないことを、目視により検査する。</p>

<p>三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造</p>	<p>四 第三十一条第 四号の土堤の勾 配</p>
-----------------------------	-----------------------------------

<p>を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見る ことができない構造となつて<u>いる</u>ことを、<u>目視等</u>により検査する。</p>	<p>四 土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、</p>
--	---

<p>三号のトンネルの出入口を設けた土堤の構造</p>	<p>四 第三十一条第 四号の土堤の勾 配</p>
-----------------------------	-----------------------------------

<p>を通して火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁を見る ことができない構造となつて<u>いる</u>ことを、<u>目視</u>により検査する。</p>	<p>四 土堤の勾配を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、</p>
---	---

四の二 第三十一

条第四号の二の

土堤の高さ

既定の勾配を満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

四の二 土堤の高さを

、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満

四の二 第三十一

条第四号の二の

土堤の高さ

既定の勾配を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四の二 土堤の高さを

、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満

四の三 第三十一
条第四号の三の
土堤の頂部の厚
さ

たしていることが目
視等又は図面により
容易に判定できる場
合に限り、目視等又
は図面による検査に
替えることができ
る。

四の三 土堤の頂部の
厚さを、巻尺その他
の測定器具を用いた
測定により検査す
る。ただし、当該測
定において、既定の

四の三 第三十一
条第四号の三の
土堤の頂部の厚
さ

たしていることが目
視又は図面により容
易に判定できる場合
に限り、目視又は図
面による検査に替え
ることができる。

四の三 土堤の頂部の
厚さを、巻尺その他
の測定器具を用いた
測定により検査す
る。ただし、当該測
定において、既定の

五 第三十一条第
五号の堤脚を土
留とする土堤

厚さを満たしている
ことが目視等又は図
面により容易に判定
できる場合に限り、
目視等又は図面によ
る検査に替えること
ができる。

五 堤脚を土留とする
土堤の内面の材料を
記録により検査し、
及び土留の高さを、
巻尺その他の測定器
具を用いた測定によ

五 第三十一条第
五号の堤脚を土
留とする土堤

厚さを満たしている
ことが目視又は図面
により容易に判定で
きる場合に限り、目
視又は図面による検
査に替えることがで
きる。

五 堤脚を土留とする
土堤の内面の材料を
記録により検査し、
及び土留の高さを、
巻尺その他の測定器
具を用いた測定によ

路	<p>六 第三十一条第 六号の土堤を兼 用するときの通</p>
---	---

る。	<p>り検査する。ただし 、当該測定において 、既定の高さを満た していることが目視 等又は図面により容 易に判定できる場合 に限り、目視等又は 図面による検査に替 えることができる。</p> <p>六 土堤を兼用すると きの通路の有無を目 視等により検査す る。</p>
----	--

路	<p>六 第三十一条第 六号の土堤を兼 用するときの通</p>
---	---

視により検査する。	<p>り検査する。ただし 、当該測定において 、既定の高さを満た していることが目視 又は図面により容易 に判定できる場合に 限り、目視又は図面 による検査に替える ことができる。</p> <p>六 土堤を兼用すると きの通路の有無を目 視により検査する。</p>
-----------	--

七 第三十一条第	七号の土堤の堤面	17 簡易土堤の基準	一 「略」	二 第三十一条の 二 第一号の簡易 土堤の勾配
七 土堤の崩壊を防止	するための措置の状 況を、目視等により 検査する。		一 「略」	二 簡易土堤の勾配を 、巻尺その他の測定 器具を用いた測定に より検査する。ただ し、当該測定におい て、既定の勾配を満 たしていることが目
七 第三十一条第	七号の土堤の堤面	17 簡易土堤の基準	一 「略」	二 第三十一条の 二 第一号の簡易 土堤の勾配
七 土堤の崩壊を防止	するための措置の状 況を、目視により検 査する。		一 「略」	二 簡易土堤の勾配を 、巻尺その他の測定 器具を用いた測定に より検査する。ただ し、当該測定におい て、既定の勾配を満 たしていることが目

	<p>二の二 第三十一 条の二第一号の 二の簡易土堤の 高さ</p>	
<p>視等又は図面により 容易に判定できる場 合に限り、目視等又 は図面による検査に 替えることができ る。</p>	<p>二の二 簡易土堤の高 さを、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の高さ を満たしていること</p>	
	<p>二の二 第三十一 条の二第一号の 二の簡易土堤の 高さ</p>	
<p>視又は図面により容 易に判定できる場合 に限り、目視又は図 面による検査に替え ることができる。</p>	<p>二の二 簡易土堤の高 さを、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の高さ を満たしていること</p>	

が目視等又は図面に
より容易に判定でき
る場合に限り、目視
等又は図面による検
査に替えることがで
きる。

二の三 第三十一
条の二第一号の
三の簡易土堤の
頂部の厚さ

二の三 簡易土堤の頂
部の厚さを、巻尺そ
の他の測定器具を用
いた測定により検査
する。ただし、当該
測定において、既定
の厚さを満たしてい

が目視又は図面によ
り容易に判定できる
場合に限り、目視又
は図面による検査に
替えることができ
る。

二の三 第三十一
条の二第一号の
三の簡易土堤の
頂部の厚さ

二の三 簡易土堤の頂
部の厚さを、巻尺そ
の他の測定器具を用
いた測定により検査
する。ただし、当該
測定において、既定
の厚さを満たしてい

<p>四 第三十一条の 二第三号の簡易</p>	<p>三 第三十一条の 二第二号の簡易 土堤の土留</p>
<p>四 簡易土堤の頂部の 雨水の浸入を防ぐ構</p>	<p>三 簡易土堤の土留並 びに当該土留の側壁 板及び支柱の材質を 、目視等又は図面に より検査する。</p> <p>、目視等又は図面に よる検査に替えるこ とができる。</p>
<p>四 第三十一条の 二第三号の簡易</p>	<p>三 第三十一条の 二第二号の簡易 土堤の土留</p>
<p>四 簡易土堤の頂部の 雨水の浸入を防ぐ構</p>	<p>三 簡易土堤の土留並 びに当該土留の側壁 板及び支柱の材質を 、目視等又は図面に より検査する。</p> <p>、目視等又は図面による 検査に替えることが できる。</p>

<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造</p>	<p>検査項目</p>	<p>別表第三（第四十四条の五第一項関係）</p>	<p>18 防爆壁の基準</p>	<p>土堤の頂部</p>
	<p>保安検査の方法</p>		<p>18 第三十一条の三の防爆壁の位置、構造、材質等を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>	<p>造を、目視等及び図面により検査する。</p>

<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造</p>	<p>検査項目</p>	<p>別表第三（第四十四条の五第一項関係）</p>	<p>18 防爆壁の基準</p>	<p>土堤の頂部</p>
	<p>保安検査の方法</p>		<p>18 第三十一条の三の防爆壁の位置、構造、材質等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>	<p>造を、目視及び図面により検査する。</p>

<p>作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項</p> <p>第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>
<p>作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項</p> <p>第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視により検査する。</p>

<p>二 第四条第一項 第二号の危険区域の施設の設置制限</p>	<p>三 第四条第一項 第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>
<p>二 危険区域に設置した施設の種類を、目視等により検査する。</p>	<p>三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、<u>図面</u>、<u>巻き尺</u>その他の測定器具を用いた測定又は機器等の</p>
<p>二 第四条第一項 第二号の危険区域の施設の設置制限</p>	<p>三 第四条第一項 第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>
<p>二 危険区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。</p>	<p>三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、<u>目視</u>、<u>図面</u>、<u>巻き尺</u>その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作</p>

四 第四条第一項
第四号の危険工
室等の保安距離

作動試験若しくはその記録により検査する。

四 危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定でき

四 第四条第一項
第四号の危険工
室等の保安距離

動試験若しくはその記録により検査する。

四 危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる

五 第四条第一項

第四号の二の危

険工室等の保安

間隔

る場合に限り、目視等による検査に替えることができる。

五 危険工室等から製

造所内の他の施設ま

での距離を、巻尺そ

他の測定器具を用

いた測定により検査

する。ただし、当該

測定において、既定

の距離を満たしてい

ることが目視等によ

り容易に判定できる

五 第四条第一項

第四号の二の危

険工室等の保安

間隔

場合に限り、目視による検査に替えることができる。

五 危険工室等から製

造所内の他の施設ま

での距離を、巻尺そ

他の測定器具を用

いた測定により検査

する。ただし、当該

測定において、既定

の距離を満たしてい

ることが目視により

容易に判定できる場

<p>六 第四条第一項 第五号の危険区 域内のボイラー 室及び煙突</p>	<p>場合に限り、目視等 による検査に替える ことができる。</p>
<p>六 危険区域内にボイ ラー室及び煙突が設 置されていないこと を、目視等又は図面 により検査する。た だし、危険区域内に 、固体燃料を使用し ないボイラーのボイ ラー室及び煙突が設 置されている場合に</p>	
<p>六 第四条第一項 第五号の危険区 域内のボイラー 室及び煙突</p>	<p>場合に限り、目視によ る検査に替えること ができる。</p>
<p>六 危険区域内にボイ ラー室及び煙突が設 置されていないこと を、目視又は図面に より検査する。ただ し、危険区域内に、 固体燃料を使用しな いボイラーのボイラ ー室及び煙突が設置 されている場合には</p>	

<p>九 第四条第一項 第七号の二の煙 火等の製造所の</p>	<p>八 「略」</p>	<p>材料 の構造及び建築</p>	<p>七 第四条第一項 第六号の爆発の</p>	<p>六の二 「略」</p>	
<p>九 土堤、簡易土堤又 は防爆壁の維持管理 状況を、別表第四第</p>	<p>八 「略」</p>	<p>を、目視等により検 査する。</p>	<p>七 爆発の危険のある 工室の維持管理状況</p>	<p>六の二 「略」</p>	<p>は、ボイラーの燃料 の種類を、記録によ り検査する。</p>
<p>九 第四条第一項 第七号の二の煙 火等の製造所の</p>	<p>八 「略」</p>	<p>材料 の構造及び建築</p>	<p>七 第四条第一項 第六号の爆発の</p>	<p>六の二 「略」</p>	
<p>九 土堤、簡易土堤又 は防爆壁の維持管理 状況を、別表第四第</p>	<p>八 「略」</p>	<p>を、目視により検査 する。</p>	<p>七 爆発の危険のある 工室の維持管理状況</p>	<p>六の二 「略」</p>	<p>、ボイラーの燃料の 種類を、記録により 検査する。</p>

爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

十六項から第十八項までに掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるが、がん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものに ついては、当該火薬類一時置場の維持管理

爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

十六項から第十八項までに掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるが、がん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものに ついては、当該火薬類一時置場の維持管理

状況を、別表第四第十四項に掲げる保安検査の方法により検査し、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

状況を、別表第四第十四項に掲げる保安検査の方法により検査し、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講じているものについては、当該措置の維持管理状況を、目視により検査する。

十 〔略〕	十一 第四条第一 項第八号の発火 の危険のある工 室の耐火性構造	ための措置
十 〔略〕	十一 発火の危険のあ る工室の維持管理状 況を、目視等により 検査する。	る。
十 〔略〕	十一 第四条第一 項第八号の発火 の危険のある工 室の耐火性構造	ための措置
十 〔略〕	十一 発火の危険のあ る工室の維持管理状 況を、目視により検 査する。	視により検査する。

<p>十三の二 第四条 第一項第九号の 三の無煙火薬の 分解及び発火を</p>	<p>十三 第四条第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備</p>
<p>十三の二 無煙火薬を 存置する火薬類一時 置場における火薬の 分解及び発火を防止</p>	<p>十三 危険工室の発火 の危険のある設備の 消火設備の維持管理 状況を、目視等によ り検査する。また、 当該消火設備の性能 を、作動試験又はそ の記録により検査す る。</p>
<p>十三の二 第四条 第一項第九号の 三の無煙火薬の 分解及び発火を</p>	<p>十三 第四条第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備</p>
<p>十三の二 無煙火薬を 存置する火薬類一時 置場における火薬の 分解及び発火を防止</p>	<p>十三 危険工室の発火 の危険のある設備の 消火設備の維持管理 状況を、目視により 検査する。また、当 該消火設備の性能を 、作動試験又はその 記録により検査す る。</p>

<p>火の設備</p> <p>工室の付近の消</p> <p>項第十号の危険</p> <p>第十四条第一</p>	<p>防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置</p>
<p>火の設備</p> <p>工室の付近の消</p> <p>項第十号の危険</p> <p>第十四条第一</p>	<p>防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>
<p>火の設備</p> <p>工室の付近の消</p> <p>項第十号の危険</p> <p>第十四条第一</p>	<p>防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>
<p>火の設備</p> <p>工室の付近の消</p> <p>項第十号の危険</p> <p>第十四条第一</p>	<p>防止するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>

<p>十五の二 第四条 第一項第十一号 口の危険工室の 扉及び窓に用い る金具</p>	<p>十五 第四条第一 項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉</p>
<p>十五の二 危険工室の 窓及び扉に用いる金 具の維持管理状況 を、目視等により検 査する。ただし、摩 擦により火薬類が爆 発</p>	<p>十五 危険工室の窓及 び出口の扉について 、非常の際に容易に 避難できる構造とな っていることを、目 視等により検査す る。</p>
<p>十五の二 第四条 第一項第十一号 口の危険工室の 扉及び窓に用い る金具</p>	<p>十五 第四条第一 項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉</p>
<p>十五の二 危険工室の 窓及び扉に用いる金 具の維持管理状況 を、目視により検 査する。ただし、摩 擦により火薬類が爆 発し</p>	<p>十五 危険工室の窓及 び出口の扉について 、非常の際に容易に 避難できる構造とな っていることを、目 視により検査する。</p>

し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十五の三 第四条
第一項第十一号
ハの危険工室の
窓

十五の三 危険工室の窓について、火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。ただし

又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十五の三 第四条
第一項第十一号
ハの危険工室の
窓

十五の三 危険工室の窓について、火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。ただし、

<p>十六 第四条第一 項第十二号イの 内面の剥離及び 内面の一部が火 薬類に混入する ことを防止する</p>	
<p>十六 危険工室の内面 の剥離及び内面の一 部が火薬類に混入す ることを防止するた めの措置の維持管理 状況を、<u>目視等</u>又は</p>	<p>、直射日光により火 薬類が爆発し又は発 火するおそれがない 場合には、当該おそ れがないことを、<u>目 視等</u>、<u>図面</u>又は記録 により検査する。</p>
<p>十六 第四条第一 項第十二号イの 内面の剥離及び 内面の一部が火 薬類に混入する ことを防止する</p>	
<p>十六 危険工室の内面 の剥離及び内面の一 部が火薬類に混入す ることを防止するた めの措置の維持管理 状況を、<u>目視</u>又は<u>図</u></p>	<p>直射日光により火薬 類が爆発し又は発火 するおそれがない場 合には、当該おそれ がないことを、<u>目視</u> 、<u>図面</u>又は記録によ り検査する。</p>

ための措置	十六の二 第四条 第一項第十二号	口の飛散した火 薬類の浸透又は 浸入を防止する ための措置及び 飛散した火薬類 を容易に除去で きる措置
図面により検査する。	十六の二 危険工室の 内面について、飛散	した火薬類の浸透又 は浸入を防止するた めの措置の維持管理 状況を、目視等又は 図面により検査し、 及び飛散した火薬類 を容易に除去するた めの措置の維持管理 状況を、目視等又は
ための措置	十六の二 第四条 第一項第十二号	口の飛散した火 薬類の浸透又は 浸入を防止する ための措置及び 飛散した火薬類 を容易に除去で きる措置
面により検査する。	十六の二 危険工室の 内面について、飛散	した火薬類の浸透又 は浸入を防止するた めの措置の維持管理 状況を、目視又は図 面により検査し、及 び飛散した火薬類を 容易に除去するため の措置の維持管理状 況を、目視又は図面

十六の三 第四条
第一項第十二号
ハの床面の、火
薬類が落下する
ことにより爆発

図面により検査す
る。ただし、火薬類
が飛散するおそれ
ない場合には、当
おそれがないこと
、目視等、図面又
記録により検査す
る。

十六の三 危険工室の
床面について、火薬
類が落下することに
より爆発し又は発火
することを防止する

十六の三 第四条
第一項第十二号
ハの床面の、火
薬類が落下する
ことにより爆発

により検査する。た
だし、火薬類が飛散
するおそれがない場
合には、当該おそれ
がないことを、目視
、図面又は記録によ
り検査する。

十六の三 危険工室の
床面について、火薬
類が落下することに
より爆発し又は発火
することを防止する

し又は発火する
ことを防止する
ための措置

ための措置の維持管
理状況を、目視等又
は図面により検査す
る。ただし、火薬類
が床面にこぼれ又は
落下するおそれがな
い場合は、当該おそ
れがないことを、目
視等、図面又は記録
により検査し、火薬
類が落下することに
より爆発し又は発火
するおそれがない場

し又は発火する
ことを防止する
ための措置

ための措置の維持管
理状況を、目視又は
図面により検査す
る。ただし、火薬類
が床面にこぼれ又は
落下するおそれがな
い場合は、当該おそ
れがないことを、目
視、図面又は記録に
より検査し、火薬類
が落下することによ
り爆発し又は発火す
るおそれがない場合

項第十四号の危	十八 第四条第一	十七 「略」	床面 ニの危険工室の 第一項第十二号	十六の四 第四条	
動機及び温湿度調整	十八 危険工室内に原	十七 「略」	る。 は図面により検査す 理状況を、目視等又 工室の床面の維持管 項第十二号ニの危険	十六の四 第四条第一	合は、当該おそれが ないことを、目視等 、図面又は記録によ り検査する。
項第十四号の危	十八 第四条第一	十七 「略」	床面 ニの危険工室の 第一項第十二号	十六の四 第四条	
動機及び温湿度調整	十八 危険工室内に原	十七 「略」	る。 図面により検査す 理状況を、目視又は 工室の床面の維持管 項第十二号ニの危険	十六の四 第四条第一	は、当該おそれがな いことを、目視、図 面又は記録により検 査する。

<p>危険工室内の機</p>	<p>項第十五号イの</p>	<p>十九 第四条第一</p>	<p>限 險工室内の原動 機及び温湿度調 整装置据付け制</p>
<p>について、摩擦により</p>	<p>械、器具又は容器に</p>	<p>十九 危険工室内の機</p>	<p>装置が据付けられて いないことを、目視 等により検査する。 ただし、火薬類の爆 発又は発火を起こす おそれがない場合に は、当該おそれがない ことを、目視等、 図面又は記録により 検査する。</p>
<p>危険工室内の機</p>	<p>項第十五号イの</p>	<p>十九 第四条第一</p>	<p>限 險工室内の原動 機及び温湿度調 整装置据付け制</p>
<p>について、摩擦により</p>	<p>械、器具又は容器に</p>	<p>十九 危険工室内の機</p>	<p>装置が据付けられて いないことを、目視 により検査する。た だし、火薬類の爆発 又は発火を起こすお それがない場合には 、当該おそれがない ことを、目視、図面 又は記録により検査 する。</p>

十九の二 第四条
械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造

火薬類が爆発し又は発火しない構造となつて、目視等又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十九の二 第四条
械、器具又は容器の、摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造

火薬類が爆発し又は発火しない構造となつて、目視又は図面により検査する。ただし、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

第一項第十五号
口の危険工室内
の機械、器具又
は容器の、振動
又は衝撃により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

の機械、器具又は容
器について、振動又
は衝撃により火薬類
が爆発し又は発火し
ない構造となつてい
ることを、目視等又
は図面により検査す
る。ただし、振動又
は衝撃により火薬類
が爆発し又は発火す
るおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視等

第一項第十五号
口の危険工室内
の機械、器具又
は容器の、振動
又は衝撃により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

の機械、器具又は容
器について、振動又
は衝撃により火薬類
が爆発し又は発火し
ない構造となつてい
ることを、目視又は
図面により検査す
る。ただし、振動又
は衝撃により火薬類
が爆発し又は発火す
るおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視、

十九の三 第四条

第一項第十五号

ハの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、腐食
により火薬類が
変質し又は爆発
し若しくは発火
しない構造

、
図面又は記録によ
り検査する。

十九の三 危険工室内

の機械、器具又は容

器について、腐食に
より火薬類が変質し
又は爆発し若しくは
発火しない構造とな
っていることを、目
視等又は図面により
検査する。ただし、
腐食により火薬類が
変質し又は爆発し若

十九の三 第四条

第一項第十五号

ハの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、腐食
により火薬類が
変質し又は爆発
し若しくは発火
しない構造

図面又は記録により
検査する。

十九の三 危険工室内

の機械、器具又は容

器について、腐食に
より火薬類が変質し
又は爆発し若しくは
発火しない構造とな
っていることを、目
視等又は図面により
検査する。ただし、腐
食により火薬類が変
質し又は爆発し若し

十九の四 第四条
第一項第十五号
ニの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、火薬
類の付着、浸透
又は浸入により

しくは発火するおそ
れがない場合には、
当該おそれがないこ
とを、目視等、図面
又は記録により検査
する。

十九の四 危険工室内
の機械、器具又は容
器について、火薬類
の付着、浸透又は浸
入により火薬類が爆
発し又は発火しない
構造となつてい

十九の四 第四条
第一項第十五号
ニの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、火薬
類の付着、浸透
又は浸入により

くは発火するおそれ
がない場合には、当
該おそれがないこと
を、目視、図面又は
記録により検査す
る。

十九の四 危険工室内
の機械、器具又は容
器について、火薬類
の付着、浸透又は浸
入により火薬類が爆
発し又は発火しない
構造となつてい

<p>二十 第四條第一 項第十六号の危</p>	<p>火薬類が爆発し 又は発火しない 構造</p>
<p>二十 危険工室内の暖 房装置について、火</p>	<p>とを、目視等又は図 面により検査する。 ただし、火薬類の付 着、浸透又は浸入に より火薬類が爆発し 又は発火するおそれ がない場合には、当 該おそれがないこと を、目視等、図面又 は記録により検査す る。</p>
<p>二十 第四條第一 項第十六号の危</p>	<p>火薬類が爆発し 又は発火しない 構造</p>
<p>二十 危険工室内の暖 房装置について、火</p>	<p>とを、目視又は図面 により検査する。た だし、火薬類の附着 、浸透又は浸入によ り火薬類が爆発し又 は発火するおそれが ない場合には、当該 おそれがないことを 、目視、図面又は記 録により検査する。</p>

<p>険工室内の暖房</p>	<p>装置</p>	<p>二十一 第四条第</p>	<p>一項第十七号の パラフィンの過 熱による火薬類</p>
----------------	-----------	-----------------	--

<p>薬類の爆発又は発火</p>	<p>を防止するための措</p>	<p>二十一 危険工室内の</p>	<p>パラフィン槽につい て、パラフィンの過 熱による火薬類の爆</p>
------------------	------------------	-------------------	--

<p>険工室内の暖房</p>	<p>装置</p>	<p>二十一 第四条第</p>	<p>一項第十七号の パラフィンの過 熱による火薬類</p>
----------------	-----------	-----------------	--

<p>薬類の爆発又は発火</p>	<p>を防止するための措</p>	<p>二十一 危険工室内の</p>	<p>パラフィン槽につい て、パラフィンの過 熱による火薬類の爆</p>
------------------	------------------	-------------------	--

<p>の爆発又は発火を防止するための措置</p>	<p>二十二 第四条第 一項第十八号の 危険工室又は火 薬類一時置場を 照明する設備</p>
<p>発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、 図面又は機器等の 作動試験若しくはその記録により検査する。</p>	<p>二十二 危険工室又は 火薬類一時置場を照 明する設備について 、漏電、可燃性ガス 、粉じん等により火 薬類が爆発し又は発</p>
<p>の爆発又は発火を防止するための措置</p>	<p>二十二 第四条第 一項第十八号の 危険工室又は火 薬類一時置場を 照明する設備</p>
<p>発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視、 図面又は機器等の作 動試験若しくはその記録により検査する。</p>	<p>二十二 危険工室又は 火薬類一時置場を照 明する設備について 、漏電、可燃性ガス 、粉じん等により火 薬類が爆発し又は発</p>

火することを防止する
ための措置の維持
管理状況を、目視等
により検査する。た
だし、漏電、可燃性
ガス、粉じん等によ
り火薬類が爆発し又
は発火するおそれが
ない場合には、当該
おそれがないことを
、目視等、目視又は
記録により検査す
る。

火することを防止す
るための措置の維持
管理状況を、目視に
より検査する。ただ
し、漏電、可燃性ガ
ス、粉じん等により
火薬類が爆発し又は
発火するおそれがな
い場合には、当該お
それがないことを、
目視、目視又は記録
により検査する。

<p>二十三 〔略〕</p> <p>二十四 第四条第 一項第二十号の 危険工室等にお ける必要な事項 の揭示</p>	<p>二十三 〔略〕</p> <p>二十四 危険工室等に おける火薬類の種類 及び停滞量、同時に 存置することができ る火薬類の原料及び 最大数量、定員、注 意事項その他必要な 事項の揭示の状況並 びに記載内容の維持 管理状況を、目視等 により検査する。</p>
<p>二十三 〔略〕</p> <p>二十四 第四条第 一項第二十号の 危険工室等にお ける必要な事項 の揭示</p>	<p>二十三 〔略〕</p> <p>二十四 危険工室等に おける火薬類の種類 及び停滞量、同時に 存置することができ る火薬類の原料及び 最大数量、定員、注 意事項その他必要な 事項の揭示の状況並 びに記載内容の維持 管理状況を、目視に より検査する。</p>
<p>二十五 第四条第</p>	<p>二十五 危険工室に面</p>
<p>二十五 第四条第</p>	<p>二十五 危険工室に面</p>

<p>一項第二十一号 の普通木造建築 物の耐火的措置</p>	<p>二十六 「略」</p>	<p>二十七 第四条第</p>	<p>一項第二十二号 の火薬類及びそ の原料の粉じん が飛散するおそ れがある設備の 粉じんの飛散を 防ぐための措置</p>
<p>して設置された普通 木造建築物の維持管 理状況を、目視等に より検査する。</p>	<p>二十六 「略」</p>	<p>二十七 火薬類及びそ</p>	<p>の原料の粉じんの飛 散するおそれがある 設備について、粉じ んの飛散を防ぐため の措置の維持管理状 況を、目視等により 検査する。</p>
<p>一項第二十一号 の普通木造建築 物の耐火的措置</p>	<p>二十六 「略」</p>	<p>二十七 第四条第</p>	<p>一項第二十二号 の火薬類及びそ の原料の粉じん が飛散するおそ れがある設備の 粉じんの飛散を 防ぐための措置</p>
<p>して設置された普通 木造建築物の維持管 理状況を、目視によ り検査する。</p>	<p>二十六 「略」</p>	<p>二十七 火薬類及びそ</p>	<p>の原料の粉じんの飛 散するおそれがある 設備について、粉じ んの飛散を防ぐため の措置の維持管理状 況を、目視により検 査する。</p>

<p>二十八 第四条第 一項第二十二号 の二の硝化設備 等の、火薬類の 温度変化による 爆発又は発火を 防止するための 措置</p>	<p>二十八 硝化設備、乾 燥設備その他特に温 度の変化が起こる設 備について、火薬類 の温度変化による爆 発又は発火を防止す るための措置の維持 管理状況を、<u>目視等</u> 、<u>図面</u>、測定器具を 用いた測定又は機器 等の作動試験若しく はその記録により検 査する。</p>
<p>二十八 第四条第 一項第二十二号 の二の硝化設備 等の、火薬類の 温度変化による 爆発又は発火を 防止するための 措置</p>	<p>二十八 硝化設備、乾 燥設備その他特に温 度の変化が起こる設 備について、火薬類 の温度変化による爆 発又は発火を防止す るための措置の維持 管理状況を、<u>目視</u>、 <u>図面</u>、測定器具を用 いた測定又は機器等 の作動試験若しくは その記録により検査 する。</p>

二十九 第四条第

一項第二十二号

の三の火薬類又

はその原料を過

度に加圧するこ

とを防ぐための

措置

二十九 火薬類又はそ

の原料を加圧する設

備について、火薬類

又はその原料を過度

に加圧することを防

ぐための措置の維持

管理状況を、目視等

及び機器等の作動試

験又はその記録によ

り検査する。ただし

、当該火薬類又はそ

の原料が、加圧によ

り爆発し又は発火す

二十九 第四条第

一項第二十二号

の三の火薬類又

はその原料を過

度に加圧するこ

とを防ぐための

措置

二十九 火薬類又はそ

の原料を加圧する設

備について、火薬類

又はその原料を過度

に加圧することを防

ぐための措置の維持

管理状況を、目視及

び機器等の作動試験

又はその記録により

検査する。ただし、

当該火薬類又はその

原料が、加圧により

爆発し又は発火する

三十 第四条第一
項第二十二号の
四の静電気によ
り火薬類が爆発
し又は発火する
ことを防止する
ための措置

るおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視等
、図面又は記録によ
り検査する。

三十 危険工室におけ
る静電気により火薬
類が爆発し又は発火
することを防止する
ための措置の維持管
理状況を、目視等、
図面又は測定器具を
用いた測定若しくは

三十 第四条第一
項第二十二号の
四の静電気によ
り火薬類が爆発
し又は発火する
ことを防止する
ための措置

おそれがない場合に
は、当該おそれがな
いことを、目視、図
面又は記録により検
査する。

三十 危険工室におけ
る静電気により火薬
類が爆発し又は発火
することを防止する
ための措置の維持管
理状況を、目視、図
面又は測定器具を用
いた測定若しくはそ

三十一 「略」
三十二 第四条第
一項第二十三号
の可燃性ガス又

その記録により検査
する。ただし、静電
気により火薬類が爆
発し又は発火するお
それがない場合には
、当該おそれがない
ことを、目視等、図
面又は記録により検
査する。

三十一 「略」
三十二 可燃性ガス又
は有毒ガスの排気装
置について、維持管

三十一 「略」
三十二 第四条第
一項第二十三号
の可燃性ガス又

の記録により検査す
る。ただし、静電気
により火薬類が爆発
し又は発火するおそ
れがない場合には、
当該おそれがないこ
とを、目視、図面又
は記録により検査す
る。

三十一 「略」
三十二 可燃性ガス又
は有毒ガスの排気装
置について、維持管

は有毒ガスの排
気装置

三十三 第四条第

理状況を、目視等に
より検査し、及び当
該装置の性能を、作
動試験又はその記録
により検査する。た
だし、可燃性ガス又
は有毒ガスが発散す
るおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視等
、図面又は記録によ
り検査する。

三十三 火薬類の乾燥

は有毒ガスの排
気装置

三十三 第四条第

理状況を、目視によ
り検査し、及び当該
装置の性能を、作動
試験又はその記録に
より検査する。ただ
し、可燃性ガス又は
有毒ガスが発散する
おそれがない場合に
は、当該おそれがな
いことを、目視、図
面又は記録により検
査する。

三十三 火薬類の乾燥

一項第二十三号
の二の火薬類を
乾燥する工室

を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、導火線又は煙火等の製造所の場合であつて、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、日乾場の維持管理状況を、目視等により検査する。

一項第二十三号
の二の火薬類を
乾燥する工室

を行う製造所の火薬類を乾燥する工室の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、導火線又は煙火等の製造所の場合であつて、火薬類を乾燥する工室を設置しないものについては、日乾場の維持管理状況を、目視により検査する。

<p>三十五 第四条第</p>	<p>三十四 第四条第 一項第二十四号 の火薬類を乾燥 する工室内の加 温装置に施され た、乾燥中に爆 発又は発火しな いたための措置</p>
<p>三十五 日乾場の乾燥</p>	<p>三十四 火薬類を乾燥 する工室内に設置さ れた加温装置につい て、乾燥中に火薬類 が爆発し又は発火し ないための措置の維 持管理状況を、目視 等により検査し、及 び当該加温装置の性 能を、作動試験又は その記録により検査 する。</p>
<p>三十五 第四条第</p>	<p>三十四 第四条第 一項第二十四号 の火薬類を乾燥 する工室内の加 温装置に施され た、乾燥中に爆 発又は発火しな いたための措置</p>
<p>三十五 日乾場の乾燥</p>	<p>三十四 火薬類を乾燥 する工室内に設置さ れた加温装置につい て、乾燥中に火薬類 が爆発し又は発火し ないための措置の維 持管理状況を、目視 により検査し、及び 当該加温装置の性能 を、作動試験又はそ の記録により検査す る。</p>

<p>三十九 第四條第一項第二十四号の三の爆発の危</p>	<p>一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台</p>
<p>三十六 第四條第一項第二十四号の三の爆発の危</p>	<p>台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p>
<p>三十六 第四條第一項第二十四号の三の爆発の危</p>	<p>一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台</p>
<p>三十六 第四條第一項第二十四号の三の爆発の危</p>	<p>台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の維持管理状況を、目視又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p>

険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

た簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十七項又は別表第四第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視等、図面及び

険のある日乾場の簡易土堤等及び発火の危険のある日乾場とその他の施設への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

た簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十七項又は別表第四第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の維持管理状況を、目視、図面及び測

測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視等及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視等及び図面による検査に代えることができる。

定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視及び図面による検査に代えることができる。

<p>三十七の二 第四</p>	<p>三十七の二 星打ち場</p>
<p>三十七 第四条第 一項第二十四号 の四の日乾場の 放冷するための 設備</p>	<p>三十七 日乾場の火薬 類を放冷するための 設備の維持管理状況 を、目視等により検 査する。ただし、日 乾作業終了後火薬類 を放冷する必要がな い場合には、火薬類 を放冷する必要がな いことを、目視等、 図面又は記録により 検査すること。</p>
<p>三十七の二 第四</p>	<p>三十七の二 星打ち場</p>
<p>三十七 第四条第 一項第二十四号 の四の日乾場の 放冷するための 設備</p>	<p>三十七 日乾場の火薬 類を放冷するための 設備の維持管理状況 を、目視により検査 する。ただし、日乾 作業終了後火薬類を 放冷する必要がない 場合には、火薬類を 放冷する必要がない ことを、目視、図面 又は記録により検査 すること。</p>

条第一項第二十	四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置
三十八 第四条第	一項第二十五号
イの爆発試験場	等

又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。	三十八 爆発試験場、
	燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場
	について、危険区域内に設置されている
	ことを、目視等により検査する。

条第一項第二十	四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置
三十八 第四条第	一項第二十五号
イの爆発試験場	等

又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。	三十八 爆発試験場、
	燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場
	について、危険区域内に設置されている
	ことを、目視により検査する。

<p>三十八の二 第四 条第一項第二十 五号口の土堤、 防爆壁又は防火 壁その他の延焼 を遮断するため の措置</p>	<p>三十八の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁の維持管 理状況を、別表第四 第十六項又は第十八 項に掲げる保安検査 の方法により検査し 、防火壁その他の延 焼を遮断するための 措置を講じたものに ついては、当該措置 の維持管理状況を、</p>
<p>三十八の二 第四 条第一項第二十 五号口の土堤、 防爆壁又は防火 壁その他の延焼 を遮断するため の措置</p>	<p>三十八の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁の維持管 理状況を、別表第四 第十六項又は第十八 項に掲げる保安検査 の方法により検査し 、防火壁その他の延 焼を遮断するための 措置を講じたものに ついては、当該措置 の維持管理状況を、</p>

三十八の三 第四
条第一項第二十
五号ハの周囲の

目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十八の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況

三十八の三 第四
条第一項第二十
五号ハの周囲の

目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十八の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況

<p>火災を防止する ための措置</p>	<p>三十九 第四条第 一項第二十六号 の火薬類等の運 搬容器</p>	<p>三十九の二 第四 条第一項第二十 六号の二の火薬 類一時置場に無</p>
<p>を、目視等、<u>図面</u>又 は機器等の作動試験 若しくはその記録に より検査する。</p>	<p>三十九 火薬類又はそ の原料を運搬する容 器の維持管理状況を 、<u>目視</u>等により検査 する。</p>	<p>三十九の二 火薬類一 時置場に無煙火薬を 存置する場合に使用 する容器の維持管理</p>
<p>火災を防止する ための措置</p>	<p>三十九 第四条第 一項第二十六号 の火薬類等の運 搬容器</p>	<p>三十九の二 第四 条第一項第二十 六号の二の火薬 類一時置場に無</p>
<p>を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は 機器等の作動試験若 しくはその記録によ り検査する。</p>	<p>三十九 火薬類又はそ の原料を運搬する容 器の維持管理状況を 、<u>目視</u>により検査す る。</p>	<p>三十九の二 火薬類一 時置場に無煙火薬を 存置する場合に使用 する容器の維持管理</p>

煙火薬を存置する
場合に使用する
容器

四十 第四条第一

項第二十七号の
危険区域内で火
薬類を運搬する
運搬車

状況を、目視等によ
り検査し、かつ、容
器の容量を、測定器
具を用いた測定によ
り検査する。

四十 危険区域内で火

薬類を運搬する運搬
車について、運搬す
る火薬類その他周囲
の火薬類の爆発又は
発火を防止するため
の措置の維持管理状
況を、目視等及び図

煙火薬を存置す
る場合に使用す
る容器

四十 第四条第一

項第二十七号の
危険区域内で火
薬類を運搬する
運搬車

状況を、目視により
検査し、かつ、容器
の容量を、測定器具
を用いた測定により
検査する。

四十 危険区域内で火

薬類を運搬する運搬
車について、運搬す
る火薬類その他周囲
の火薬類の爆発又は
発火を防止するため
の措置の維持管理状
況を、目視及び図面

<p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解体作業を行う製造</p>	<p>四十一 第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配</p>
--	--

	<p>面等により検査する。</p> <p>四十一 火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を目視等又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。</p>
--	---

<p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解体作業を行う製造</p>	<p>四十一 第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び勾配</p>
--	--

	<p>等により検査する。</p> <p>四十一 火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を目視等又は測定器具を用いた測定若しくはその記録により検査する。</p>
--	--

施設の場合

一 「略」

二 第四条第二項

第一号の不発弾

等解撤工室等の

保安距離

一 「略」

二 不発弾等解撤工室

等から製造所以外の

保安物件までの距離

を、巻尺その他の測

定器具を用いた測定

により検査する。た

だし、当該測定にお

いて、既定の距離を

満たしていることが

目視等により容易に

判定できる場合に限

施設の場合

一 「略」

二 第四条第二項

第一号の不発弾

等解撤工室等の

保安距離

一 「略」

二 不発弾等解撤工室

等から製造所以外の

保安物件までの距離

を、巻尺その他の測

定器具を用いた測定

により検査する。た

だし、当該測定にお

いて、既定の距離を

満たしていることが

目視により容易に判

定できる場合に限り

三 第四条第二項
第二号の不発弾
等解撤工室等の
保安間隔

り、目視等による検査に替えることができる。

三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定

三 第四条第二項
第二号の不発弾
等解撤工室等の
保安間隔

り、目視による検査に替えることができる。

三 不発弾等解撤工室等から製造所内の他の施設までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定

<p>五 第四条第二項 第四号の不発弾 等解撤工室の土 堤及び防爆壁</p>	<p>四 第四条第二項 第三号の不発弾 等解撤工室の構 造及び建築材料</p>	<p>四 第四条第二項 第三号の不発弾 等解撤工室の構 造及び建築材料</p>
<p>五 不発弾等解撤工室 の土堤又は防爆壁の 維持管理状況を、目 視等、図面及び測定 器具を用いた測定に</p>	<p>四 不発弾等解撤工室 の維持管理状況を、 目視等により検査す る。</p>	<p>定できる場合に限り 、目視等による検査 に替えることができ る。</p>
<p>五 第四条第二項 第四号の不発弾 等解撤工室の土 堤及び防爆壁</p>	<p>四 第四条第二項 第三号の不発弾 等解撤工室の構 造及び建築材料</p>	<p>四 第四条第二項 第三号の不発弾 等解撤工室の構 造及び建築材料</p>
<p>五 不発弾等解撤工室 の土堤又は防爆壁の 維持管理状況を、目 視、図面及び測定器 具を用いた測定によ</p>	<p>四 不発弾等解撤工室 の維持管理状況を、 目視により検査す る。</p>	<p>できる場合に限り、 目視による検査に替 えることができる。</p>

備	八 第四条第二項 第八号の遠隔操 作による解撤設	八 遠隔操作による解 撤設備の維持管理状 況を、目視等により 検査し、及び当該設	六 「略」 七 第四条第二項 第七号の鋼製チ ヤンバの床面に 不発弾等が直接 接することがな く、かつ、落下 しない措置	六 「略」 七 鋼製チヤンバの床 面に不発弾等が直接 接することがなく、 かつ、落下しない措 置の維持管理状況を 、目視等により検査 する。	より検査する。
備	八 第四条第二項 第八号の遠隔操 作による解撤設	八 遠隔操作による解 撤設備の維持管理状 況を、目視により検 査し、及び当該設備	六 「略」 七 第四条第二項 第七号の鋼製チ ヤンバの床面に 不発弾等が直接 接することがな く、かつ、落下 しない措置	六 「略」 七 鋼製チヤンバの床 面に不発弾等が直接 接することがなく、 かつ、落下しない措 置の維持管理状況を 、目視により検査す る。	り検査する。

九 第四条第二項

第九号の温度上昇を防止するための措置

備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九 解撤作業中における

温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火する

九 第四条第二項

第九号の温度上昇を防止するための措置

の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九 解撤作業中における

温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火する

十 第四条第二項
第十号のウォー
タージェットの
水圧及び研磨剤
の量が過剰にな
ることを防ぐた

おそれがない場合に
は、温度上昇により
不発弾等が爆発し又
は発火するおそれが
ないことを、目視等
、図面又は記録によ
り検査する。

十 解撤に使用するウ
ォータージェットの
水圧及び研磨剤の量
が過剰になることを
防ぐための装置の維
持管理状況を、目視

十 第四条第二項
第十号のウォー
タージェットの
水圧及び研磨剤
の量が過剰にな
ることを防ぐた

おそれがない場合に
は、温度上昇により
不発弾等が爆発し又
は発火するおそれが
ないことを、目視、
図面又は記録により
検査する。

十 解撤に使用するウ
ォータージェットの
水圧及び研磨剤の量
が過剰になることを
防ぐための装置の維
持管理状況を、目視

めの装置	<p>十一 第四条第二 項第十一号イの 不発弾等廃棄処 理場</p>	<p>十一の二 第四条 第二項第十一号 ロの土堤、防爆</p>
<p>等により検査し、及 び当該装置の機能を 、作動試験又はその 記録により検査す る。</p>	<p>十一 不発弾等廃棄処 理場について、危険 区域内に設置されて いることを、<u>目視等</u> により検査する。</p>	<p>十一の二 土堤又は防 爆壁を設置したもの については、土堤又</p>
めの装置	<p>十一 第四条第二 項第十一号イの 不発弾等廃棄処 理場</p>	<p>十一の二 第四条 第二項第十一号 ロの土堤、防爆</p>
<p>により検査し、及び 当該装置の機能を、 作動試験又はその記 録により検査する。</p>	<p>十一 不発弾等廃棄処 理場について、危険 区域内に設置されて いることを、<u>目視</u>に より検査する。</p>	<p>十一の二 土堤又は防 爆壁を設置したもの については、土堤又</p>

壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することによ

壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することによ

十一の三 第四条
第二項第十一号
ハの周囲の火災
を防止するため
の措置

より周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十一の三 周囲の火災
を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録による

十一の三 第四条
第二項第十一号
ハの周囲の火災
を防止するため
の措置

り周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十一の三 周囲の火災
を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録による

<p>3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況</p> <p>二 第四条の二第二</p>	<p>一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。</p>	<p>り検査する。</p>
<p>3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況</p> <p>二 第四条の二第二</p>	<p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。</p>	<p>検査する。</p>

<p>一項第二号の移動区域の施設の設置制限</p>	<p>三 第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>た施設の種類を、目視等により検査する。</p>	<p>三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、凶面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその</p>
<p>一項第二号の移動区域の施設の設置制限</p>	<p>三 第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>た施設の種類を、目視により検査する。</p>	<p>三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、凶面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記</p>

四 〔略〕	五 第四条の二第 一項第五号の移 動区域の境界又 は廃棄焼却場の 保安距離	記録により検査す る。
四 〔略〕	五 移動区域の境界又 は廃棄焼却場から製 造所以外の保安物件 までの距離を、巻尺 その他の測定器具を 用いた測定により検 査する。ただし、当 該測定において、既 定の距離を満たして いることが目視等に	
四 〔略〕	五 第四条の二第 一項第五号の移 動区域の境界又 は廃棄焼却場の 保安距離	録により検査する。
四 〔略〕	五 移動区域の境界又 は廃棄焼却場から製 造所以外の保安物件 までの距離を、巻尺 その他の測定器具を 用いた測定により検 査する。ただし、当 該測定において、既 定の距離を満たして いることが目視によ	

<p>六 第四条の二第 一項第六号の移 動式製造設備用 工室又は移動式 製造設備の危険 間隔</p>	<p>より容易に判定でき る場合に限り、目視 等による検査に替え ることができる。</p>
<p>六 第四条の二第 一項第六号の移 動式製造設備用 工室又は移動式 製造設備の危険 間隔</p>	<p>り容易に判定できる 場合に限り、目視に よる検査に替えるこ とができる。</p>
<p>六 移動式製造設備用 工室又は移動式製 造設備から製造所内の 他の施設及び発破場 所までの距離を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、</p>	<p>六 移動式製造設備用 工室又は移動式製 造設備から製造所内の 他の施設及び発破場 所までの距離を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、</p>

七
第四条の二第

既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の保安間隔が明らかになるような措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

七
第四条の二第

既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。また、移動式製造設備の保安間隔が明らかになるような措置の維持管理状況を、目視により検査する。

一項第七号の廃
棄焼却場の保安
間隔

造所内の他の施設及
び発破場所までの距
離を、巻尺その他の
測定器具を用いた測
定により検査する。
ただし、当該測定に
おいて、既定の距離
を満たしていること
が目視等により容易
に判定できるときに
限り、目視等による
検査に替えることが
できる。

一項第七号の廃
棄焼却場の保安
間隔

造所内の他の施設及
び発破場所までの距
離を、巻尺その他の
測定器具を用いた測
定により検査する。
ただし、当該測定に
おいて、既定の距離
を満たしていること
が目視により容易に
判定できるときに限
り、目視による検査
に替えることができ
る。

八 第四条の二第
一項第八号の移
動区域内のボイ
ラー室及び煙突

八 移動区域内にボイ
ラー室及び煙突が設
置されていないこと
を、目視等又は図面
により検査する。た
だし、移動区域内に
、固体燃料を使用し
ないボイラーのボイ
ラー室及び煙突が設
置されている場合に
は、ボイラーの燃料
の種類を、記録によ
り検査する。

八 第四条の二第
一項第八号の移
動区域内のボイ
ラー室及び煙突

八 移動区域内にボイ
ラー室及び煙突が設
置されていないこと
を、目視又は図面に
より検査する。ただ
し、移動区域内に、
固体燃料を使用しな
いボイラーのボイラ
ー室及び煙突が設置
されている場合には
、ボイラーの燃料の
種類を、記録により
検査する。

<p>九・十 「略」</p> <p>十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の消火設備</p>	<p>九・十 「略」</p> <p>十一 移動式製造設備 の消火設備について 、維持管理状況を、 目視等により検査す る。また、当該消火 設備の性能を、作動 試験又はその記録に より検査する。</p>
<p>十二〜十四 「略」</p> <p>十五 第四条の二 第一項第十五号</p>	<p>九・十 「略」</p> <p>十一 移動式製造設備 の消火設備について 、維持管理状況を、 目視等により検査す る。また、当該消火 設備の性能を、作動 試験又はその記録に より検査する。</p>
<p>九・十 「略」</p> <p>十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の消火設備</p>	<p>九・十 「略」</p> <p>十一 移動式製造設備 の消火設備について 、維持管理状況を、 目視により検査す る。また、当該消火 設備の性能を、作動 試験又はその記録に より検査する。</p>
<p>十二〜十四 「略」</p> <p>十五 第四条の二 第一項第十五号</p>	<p>九・十 「略」</p> <p>十一 移動式製造設備 の消火設備について 、維持管理状況を、 目視により検査す る。また、当該消火 設備の性能を、作動 試験又はその記録に より検査する。</p>

<p>の移動式製造設備の構造及び材料</p>	<p>十六・十七 「略」</p>	<p>十八 第四条の二 第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法</p>	<p>況を、目視等により検査する。</p>	<p>十六・十七 「略」</p>	<p>十八 製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、目視等、図面、記録又は測定器具を用い</p>
<p>の移動式製造設備の構造及び材料</p>	<p>十六・十七 「略」</p>	<p>十八 第四条の二 第一項第十八号の移動式製造設備の移動方法及び製造方法</p>	<p>況を、目視により検査する。</p>	<p>十六・十七 「略」</p>	<p>十八 製造し及び運搬する火薬類並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない車両が使用されていることを、目視、図面、記録又は測定器具を用いた</p>

た測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視等、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム

測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆

十九 第四条の二
第一項第十九号
イの移動式製造
設備の機械、器
具又は容器の、
摩擦により特定
硝酸アンモニウ

系爆薬を爆発し又は
発火させるおそれが
ないものであること
を、目視等、図面又
は記録により検査す
る。

十九 移動式製造設備
の機械、器具又は容
器について、摩擦に
より特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬が爆発
し又は発火しない構
造となつてゐること

十九 第四条の二
第一項第十九号
イの移動式製造
設備の機械、器
具又は容器の、
摩擦により特定
硝酸アンモニウ

薬を爆発し又は発火
させるおそれがない
ものであることを、
目視、図面又は記録
により検査する。

十九 移動式製造設備
の機械、器具又は容
器について、摩擦に
より特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬が爆発
し又は発火しない構
造となつてゐること

<p>ム系爆薬が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>を、目視等又は図面により検査する。</p>
<p>十九の二 第四条 の二 第一項 第十 九号口の移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、振動又は衝 撃により特定硝 酸アンモニウム 系爆薬が爆発し 又は発火しない</p>	<p>十九の二 移動式製造 設備の機械、器具又 は容器について、振 動又は衝撃により特 定硝酸アンモニウム 系爆薬が爆発し又は 発火しない構造とな っていることを、目 視等又は図面により 検査する。</p>
<p>ム系爆薬が爆発し又は発火しない構造</p>	<p>を、目視又は図面により検査する。</p>
<p>十九の二 第四条 の二 第一項 第十 九号口の移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、振動又は衝 撃により特定硝 酸アンモニウム 系爆薬が爆発し 又は発火しない</p>	<p>十九の二 移動式製造 設備の機械、器具又 は容器について、振 動又は衝撃により特 定硝酸アンモニウム 系爆薬が爆発し又は 発火しない構造とな っていることを、目 視又は図面により検 査する。</p>

<p>十九の四 第四条</p>	<p>構造</p> <p>十九の三 第四条</p> <p>の二第一項第十</p> <p>九号ハの移動式</p> <p>製造設備の機械</p> <p>、器具又は容器</p> <p>の、腐食により</p> <p>特定硝酸アンモ</p> <p>ニウム系爆薬が</p> <p>変質し又は爆発</p> <p>し若しくは発火</p> <p>しない構造</p>
<p>十九の四 移動式製造</p>	<p>十九の三 移動式製造</p> <p>設備の機械、器具又</p> <p>は容器について、腐</p> <p>食により特定硝酸ア</p> <p>ンモニウム系爆薬が</p> <p>変質し又は爆発し若</p> <p>しくは発火しない構</p> <p>造となつて</p> <p>を、目視等又は図面</p> <p>により検査する。</p>
<p>十九の四 第四条</p>	<p>構造</p> <p>十九の三 第四条</p> <p>の二第一項第十</p> <p>九号ハの移動式</p> <p>製造設備の機械</p> <p>、器具又は容器</p> <p>の、腐食により</p> <p>特定硝酸アンモ</p> <p>ニウム系爆薬が</p> <p>変質し又は爆発</p> <p>し若しくは発火</p> <p>しない構造</p>
<p>十九の四 移動式製造</p>	<p>十九の三 移動式製造</p> <p>設備の機械、器具又</p> <p>は容器について、腐</p> <p>食により特定硝酸ア</p> <p>ンモニウム系爆薬が</p> <p>変質し又は爆発し若</p> <p>しくは発火しない構</p> <p>造となつて</p> <p>を、目視又は図面に</p> <p>より検査する。</p>

<p>の二第一項第十 九号ニの移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、特定硝酸ア ンモニウム系爆 薬の付着、浸透 又は浸入により 爆発し又は発火 しない構造</p>	<p>十九の五 第四条 の二第一項第十 九号ホの移動式</p>	<p>の二第一項第十 九号ニの移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、特定硝酸ア ンモニウム系爆 薬の付着、浸透 又は浸入により 爆発し又は発火 しない構造</p>	<p>設備の機械、器具又 は容器について、特 定硝酸アンモニウム 系爆薬の付着、浸透 又は浸入により爆発 し又は発火しない構 造となつてゐること を、目視等又は図面 により検査する。</p>
<p>の二第一項第十 九号ニの移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、特定硝酸ア ンモニウム系爆 薬の付着、浸透 又は浸入により 爆発し又は発火 しない構造</p>	<p>十九の五 第四条 の二第一項第十 九号ホの移動式</p>	<p>の二第一項第十 九号ニの移動式 製造設備の機械 、器具又は容器 の、特定硝酸ア ンモニウム系爆 薬の付着、浸透 又は浸入により 爆発し又は発火 しない構造</p>	<p>設備の機械、器具又 は容器について、特 定硝酸アンモニウム 系爆薬の付着、浸透 又は浸入により爆発 し又は発火しない構 造となつてゐること を、目視又は図面に より検査する。</p>

<p>二十三 第四条の</p>	<p>二十三 移動式製造設</p>
<p>二十二 「略」</p>	<p>二十二 「略」</p>
<p>る設備 造設備を照明す</p>	<p>況を、目視等により 検査する。</p>
<p>一号の移動式製 造設備を照明す</p>	<p>について、維持管理状 況を、目視等により 検査する。</p>
<p>二十一 第四条の</p>	<p>二十一 移動式製造設</p>
<p>二十 「略」</p>	<p>二十 「略」</p>
<p>ない構造 等により変形し</p>	<p>等又は図面により検 査する。</p>
<p>が、振動、衝撃 器具又は容器</p>	<p>形しない構造となつ ていることを、目視</p>
<p>製造設備の機械</p>	<p>動、衝撃等により変 形しない構造となつ ていることを、目視</p>
<p>二十三 第四条の</p>	<p>二十三 移動式製造設</p>
<p>二十二 「略」</p>	<p>二十二 「略」</p>
<p>る設備 造設備を照明す</p>	<p>況を、目視により検 査する。</p>
<p>一号の移動式製 造設備を照明す</p>	<p>について、維持管理状 況を、目視により検 査する。</p>
<p>二十一 第四条の</p>	<p>二十一 移動式製造設</p>
<p>二十 「略」</p>	<p>二十 「略」</p>
<p>ない構造 等により変形し</p>	<p>又は図面により検査 する。</p>
<p>が、振動、衝撃 器具又は容器</p>	<p>形しない構造となつ ていることを、目視</p>
<p>製造設備の機械</p>	<p>動、衝撃等により変 形しない構造となつ ていることを、目視</p>

<p>二第一項第二十 三号の移動式製 造設備又は廃棄 焼却場における 特定硝酸アンモ ニウム系爆薬の 停滞量等の揭示</p>	<p>備又は廃棄焼却場の 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬の停滞量、 同時に存置すること ができる特定硝酸ア ンモニウム系爆薬の 原料の種類及び最大 数量、定員、注意事 項その他必要な事項 の揭示の状況並びに 記載事項の維持管理 状況を、目視等によ り検査する。</p>
<p>二第一項第二十 三号の移動式製 造設備又は廃棄 焼却場における 特定硝酸アンモ ニウム系爆薬の 停滞量等の揭示</p>	<p>備又は廃棄焼却場の 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬の停滞量、 同時に存置すること ができる特定硝酸ア ンモニウム系爆薬の 原料の種類及び最大 数量、定員、注意事 項その他必要な事項 の揭示の状況並びに 記載事項の維持管理 状況を、目視により 検査する。</p>

二十四・二十五	〔略〕	<p>二十六 第四条の 二第一項第二十 六号の移動式製 造設備の粉じん の飛散を防ぐた めの措置</p>	<p>二十七 第四条の 二第一項第二十 七号の移動式製</p>
二十四・二十五	〕	<p>二十六 移動式製造設 備の特定硝酸アンモ ニウム系爆薬及びそ の原料の粉じんの飛 散を防ぐための措置 の維持管理状況を、 目視等により検査す る。</p>	<p>二十七 移動式製造設 備の静電気を除去す る措置の維持管理状</p>
二十四・二十五	〔略〕	<p>二十六 第四条の 二第一項第二十 六号の移動式製 造設備の粉じん の飛散を防ぐた めの措置</p>	<p>二十七 第四条の 二第一項第二十 七号の移動式製</p>
二十四・二十五	〕	<p>二十六 移動式製造設 備の特定硝酸アンモ ニウム系爆薬及びそ の原料の粉じんの飛 散を防ぐための措置 の維持管理状況を、 目視により検査す る。</p>	<p>二十七 移動式製造設 備の静電気を除去す る措置の維持管理状</p>

造設備の静電気を除去する措置	二十八 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備の製造を中止する構造	況を、目視等及び記録により検査する。	二十八 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を目視等及び図面により検査する。
二十九 第四条の二第一項第二十号の移動式製	二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接	造設備の静電気を除去する措置	二十八 第四条の二第一項第二十号の移動式製造設備の製造を中止する構造
二十九 第四条の二第一項第二十号の移動式製	二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接	況を、目視及び記録により検査する。	二十八 移動式製造設備について、製造中に異常が発生した場合に直ちに製造を中止することができる構造の維持管理を目視及び図面により検査する。

<p>造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。</p>	<p>造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。</p>

<p>収納又は装填する ためのホース の摩擦、衝撃及 び静電気に対す る安全な措置</p>	<p>を目視等及び記録に より検査する。</p>
<p>三十一 第四条の 二第一項第三十 一号の特定硝酸 アンモニウム系 爆薬又はその原 料を過度に加圧 することを防ぐ ための措置</p>	<p>三十一 特定硝酸アン モニウム系爆薬又は その原料を加圧する 設備について、当該 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬又はその原 料を過度に加圧する ことを防ぐための措</p>
<p>収納又は装填す るためのホース の摩擦、衝撃及 び静電気に対す る安全な措置</p>	<p>を目視及び記録によ り検査する。</p>
<p>三十一 第四条の 二第一項第三十 一号の特定硝酸 アンモニウム系 爆薬又はその原 料を過度に加圧 することを防ぐ ための措置</p>	<p>三十一 特定硝酸アン モニウム系爆薬又は その原料を加圧する 設備について、当該 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬又はその原 料を過度に加圧する ことを防ぐための措</p>

置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録に

置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により

<p>三十三の二 第四</p>	<p>三十三の二 土堤又は</p>	<p>三十三の二 第四</p>	<p>三十三の二 土堤又は</p>
<p>三十二 第四条の 二第一項第三十 二号の特定硝酸 アンモニウム系 爆薬及びその原 料の運搬容器</p>	<p>三十二 特定硝酸アン モニウム系爆薬及び その原料を運搬する 容器の維持管理状況 を目視等により検査 する。</p>	<p>三十二 第四条の 二第一項第三十 二号の特定硝酸 アンモニウム系 爆薬及びその原 料の運搬容器</p>	<p>三十二 特定硝酸アン モニウム系爆薬及び その原料を運搬する 容器の維持管理状況 を目視等により検査す る。</p>
<p>三十三 第四条の 二第一項第三十 三号イの廃棄焼 却場</p>	<p>三十三 廃棄焼却場に ついて、移動区域内 に設置されているこ とを、目視等により 検査する。</p>	<p>三十三 第四条の 二第一項第三十 三号イの廃棄焼 却場</p>	<p>三十三 廃棄焼却場に ついて、移動区域内 に設置されているこ とを、目視により検 査する。</p>

条の二第一項第
三十三号口の土
堤、防爆壁又は
防火壁その他の
延焼を遮断する
ための措置

防爆壁を設置したも
のについては、土堤
又は防爆壁を、別表
第四第十六項又は第
十八項に掲げる保安
検査の方法により検
査し、防火壁その他
の延焼を遮断するた
めの措置を講じたも
のについては、当該
措置の状況を、目視
等及び図面により検
査する。ただし、火

条の二第一項第
三十三号口の土
堤、防爆壁又は
防火壁その他の
延焼を遮断する
ための措置

防爆壁を設置したも
のについては、土堤
又は防爆壁を、別表
第四第十六項又は第
十八項に掲げる保安
検査の方法により検
査し、防火壁その他
の延焼を遮断するた
めの措置を講じたも
のについては、当該
措置の状況を、目視
及び図面により検査
する。ただし、火薬

<p>するための措置</p>	<p>囲の火災を防止</p>	<p>三十三号ハの周</p>	<p>条の二第一項第</p>	<p>三十三の三 第四</p>
----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------

<p>は機器等の作動試験</p>	<p>を、目視等、<u>図面</u>又</p>	<p>措置の維持管理状況</p>	<p>災を防止するための</p>	<p>三十三の三 周囲の火</p>	<p>より検査する。</p>	<p>等、<u>図面</u>又は記録に</p>	<p>がないことを、<u>目視</u></p>	<p>合には、当該おそれ</p>	<p>ばすおそれがない場</p>	<p>辺の施設に危害を及</p>	<p>火することにより周</p>	<p>葉類が爆発し又は発</p>
------------------	-------------------------	------------------	------------------	-------------------	----------------	-------------------------	-------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

<p>するための措置</p>	<p>囲の火災を防止</p>	<p>三十三号ハの周</p>	<p>条の二第一項第</p>	<p>三十三の三 第四</p>
----------------	----------------	----------------	----------------	-----------------

<p>機器等の作動試験若</p>	<p>を、<u>目視</u>、<u>図面</u>又は</p>	<p>措置の維持管理状況</p>	<p>災を防止するための</p>	<p>三十三の三 周囲の火</p>	<p>検査する。</p>	<p><u>図面</u>又は記録により</p>	<p>ないことを、<u>目視</u>、</p>	<p>には、当該おそれが</p>	<p>すおそれがない場合</p>	<p>の施設に危害を及ぼ</p>	<p>することにより周辺</p>	<p>類が爆発し又は発火</p>
------------------	--------------------------------	------------------	------------------	-------------------	--------------	-------------------------	-------------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

<p>五〇十一 〔略〕</p>	<p>4 保安の確保のため の組織及び方法</p> <p>一〇三 〔略〕</p> <p>四 第六条第一項 第四号の点検</p>
<p>五〇十一 〔略〕</p>	<p>若しくはその記録に より検査する。</p> <p>一〇三 〔略〕</p> <p>四 危害予防規程に記 載した点検の方法が 全ての従業者に理解 され、実施され、か つ、維持されている ことを、記録により 検査する。</p>
<p>五〇十一 〔略〕</p>	<p>4 保安の確保のため の組織及び方法</p> <p>一〇三 〔略〕</p> <p>四 第六条第一項 第四号の巡視及 び点検</p>
<p>五〇十一 〔略〕</p>	<p>しくはその記録によ り検査する。</p> <p>一〇三 〔略〕</p> <p>四 危害予防規程に記 載した巡視及び点検 の方法が全ての従業 者に理解され、実施 され、かつ、維持さ れていることを、記 録により検査する。</p>

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
<p>1 火薬庫の保安距離の基準</p>	<p>1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り</p>

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
<p>1 火薬庫の保安距離の基準</p>	<p>1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、</p>

2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所
二 第二十四条第二号の火薬庫の構造	
三 第二十四条第三号の火薬庫の	

、目視等による検査に替えることができる。

一 火薬庫の設置場所の状況を、 <u>目視等</u> 及び <u>図面</u> により検査する。
二 火薬庫の維持管理状況を、 <u>目視等</u> により検査する。
三 火薬庫の壁の維持管理状況を、 <u>目視等</u>

2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二十四条第一号の火薬庫の設置場所
二 第二十四条第二号の火薬庫の構造	
三 第二十四条第三号の火薬庫の	

目視による検査に替えることができる。

一 火薬庫の設置場所の状況を、 <u>目視</u> 及び <u>図面</u> により検査する。
二 火薬庫の維持管理状況を、 <u>目視</u> により検査する。
三 火薬庫の壁の維持管理状況を、 <u>目視</u> に

<p>六 第二十四条第</p>	<p>六 火薬庫の床について</p>	<p>六 第二十四条第</p>	<p>六 火薬庫の床について</p>
<p>壁</p> <p>四 第二十四条第</p> <p>四号の火薬庫の</p> <p>入口の扉</p>	<p>により検査する。</p> <p>四 火薬庫の入口の扉</p> <p>及び盗難を防止する</p> <p>ための措置の維持管</p> <p>理状況を、<u>目視</u>等に</p> <p>より検査する。</p> <p>五 火薬庫の窓の維持</p> <p>管理状況を、<u>目視</u>等</p> <p>、<u>凶面</u>又は<u>巻尺</u>その</p> <p>他の測定器具を用い</p> <p>た測定により検査す</p> <p>る。</p>	<p>壁</p> <p>四 第二十四条第</p> <p>四号の火薬庫の</p> <p>入口の扉</p>	<p>より検査する。</p> <p>四 火薬庫の入口の扉</p> <p>及び盗難を防止する</p> <p>ための措置の維持管</p> <p>理状況を、<u>目視</u>によ</p> <p>り検査する。</p> <p>五 火薬庫の窓の維持</p> <p>管理状況を、<u>目視</u>、</p> <p><u>凶面</u>又は<u>巻尺</u>その他</p> <p>の測定器具を用いた</p> <p>測定により検査す</p> <p>る。</p>

<p>七 第二十四条第 七号の火薬庫の 内面</p>	<p>六号の地盤面か らの湿気を防止 するための措置</p>
<p>七 火薬庫の内面の維 持管理状況を、目視 等又は図面により検</p>	<p>て、地盤面からの湿 気を防止するための 措置の維持管理状況 を、目視等により検 査する。ただし、火 薬類が湿気により変 質するおそれがない ことについては、目 視等、図面又は記録 により検査する。</p>
<p>七 第二十四条第 七号の火薬庫の 内面</p>	<p>六号の地盤面か らの湿気を防止 するための措置</p>
<p>七 火薬庫の内面の維 持管理状況を、目視 又は図面により検査</p>	<p>て、地盤面からの湿 気を防止するための 措置の維持管理状況 を、目視により検査 する。ただし、火薬 類が湿気により変質 するおそれがないこ とについては、目視 、図面又は記録によ り検査する。</p>

七の二 第二十四
条第七号の二の
火薬庫の床面

査する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。

七の二 火薬庫の床面の維持管理状況を、目視等又は図面によ

七の二 第二十四
条第七号の二の
火薬庫の床面

する。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないことについては、目視等、図面又は記録により検査する。

七の二 火薬庫の床面の維持管理状況を、目視等又は図面により

八 第二十四条第	八号の火薬庫の	換気孔	九 第二十四条第	九号の火薬庫の	暖房設備
り検査する。	八 火薬庫の換気孔の	維持管理状況を、目	視等又は図面により	検査する。	九 火薬庫の暖房設備
により火薬類が爆発	し、又は発火するこ	とを防止するための	措置及び暖房設備の	燃焼しやすい物との	隔離の維持管理状況
を、目視等又は図面					
八 第二十四条第	八号の火薬庫の	換気孔	九 第二十四条第	九号の火薬庫の	暖房設備
検査する。	八 火薬庫の換気孔の	維持管理状況を、目	視又は図面により検	査する。	九 火薬庫の暖房設備
により火薬類が爆発	し、又は発火するこ	とを防止するための	措置及び暖房設備の	燃焼しやすい物との	隔離の維持管理状況
を、目視又は図面に					

<p>十一 第二十四条 第十一号の火薬 庫の屋根及び小 屋組</p>		<p>十 第二十四条第 十号の火薬庫の 照明設備</p>
<p>十一 火薬庫の屋根の 外面及び小屋組の維 持管理状況を、目視 等又は図面により検 査する。</p>	<p>十 火薬庫の照明設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための 措置の維持管理状況 を、目視等又は図面 により検査する。</p>	<p>により検査する。</p>
<p>十一 第二十四条 第十一号の火薬 庫の屋根及び小 屋組</p>		<p>十 第二十四条第 十号の火薬庫の 照明設備</p>
<p>十一 火薬庫の屋根の 外面及び小屋組の維 持管理状況を、目視 又は図面により検査 する。</p>	<p>十 火薬庫の照明設備 により火薬類が爆発 し、又は発火するこ とを防止するための 措置の維持管理状況 を、目視又は図面に より検査する。</p>	<p>より検査する。</p>

備	置並びに警戒設	ために必要な措	び消火の活動の	のための措置及	第十四号の防火	十四 第二十四条	第十三号の土堤	十三 第二十四条	装置	第十二号の避雷	十二 第二十四条
	により検査する。	管理状況を、目視等	びに警戒設備の維持	ために必要な措置並	置及び消火の活動の	十四 防火のための措	り検査する。	十三 土堤の維持管理	により検査する。	管理状況を、目視等	十二 避雷装置の維持
備	置並びに警戒設	ために必要な措	び消火の活動の	のための措置及	第十四号の防火	十四 第二十四条	第十三号の土堤	十三 第二十四条	装置	第十二号の避雷	十二 第二十四条
	より検査する。	管理状況を、目視に	びに警戒設備の維持	ために必要な措置並	置及び消火の活動の	十四 防火のための措	検査する。	十三 土堤の維持管理	より検査する。	管理状況を、目視に	十二 避雷装置の維持

十五 第二十四条	第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置	十五 火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。	第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。
十六 第二十四条	第十六号の盗難を防止するための措置	十六 見張人を常時配置しない火薬庫の盗難を防止するための措置の状況を、目視等により検査するとともに、盗難を防止するための装置を設	第十六号の警鳴装置の設置の状況を、目視により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録等により検査
十五 第二十四条	第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置	十五 火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。	第十五号の天井裏又は屋根に講ずる盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。
十六 第二十四条	第十六号の警鳴装置	十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録等により検査	第十六号の警鳴装置の設置の状況を、目視により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録等により検査

<p>3 地上覆土式一級 火薬庫の基準</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二十四条の 二第一号の火薬 庫の構造</p> <p>三 第二十四条の 二第二号の火薬</p>	
---	--

<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫の維持管理 状況を、目視等によ り検査する。</p> <p>三 火薬庫の基礎及び 排水の措置の維持管</p>	<p>置している場合には 、当該装置の機能を 、作動試験又はその 記録等により検査す る。</p>
---	---

<p>3 地上覆土式一級 火薬庫の基準</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二十四条の 二第一号の火薬 庫の構造</p> <p>三 第二十四条の 二第二号の火薬</p>	
---	--

<p>一 「略」</p> <p>二 火薬庫の維持管理 状況を、目視により 検査する。</p> <p>三 火薬庫の基礎及び 排水の措置の維持管</p>	<p>する。</p>
--	------------

庫の基礎

四 「略」

五 第二十四条の
二第四号及び第
五号の火薬庫の
覆土

理状況を、目視等及

び図面により検査す
る。

四 「略」

五 火薬庫の覆土の維
持管理状況を、目視
等により検査し、及
び当該覆土の勾配及
び厚さを、巻尺その
他の測定器具を用い
た測定により検査す
る。ただし、当該測
定において、既定の

庫の基礎

四 「略」

五 第二十四条の
二第四号及び第
五号の火薬庫の
覆土

理状況を、目視及び

図面により検査す
る。

四 「略」

五 火薬庫の覆土の維
持管理状況を、目視
により検査し、及び
当該覆土の勾配及び
厚さを、巻尺その他
の測定器具を用いた
測定により検査す
る。ただし、当該測
定において、既定の

設置場所	4 地中式一級火薬庫の基準
	一 「略」
	二 第二十五条第一号の火薬庫の

	勾配及び厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。
	一 「略」
	二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査す

設置場所	4 地中式一級火薬庫の基準
	一 「略」
	二 第二十五条第一号の火薬庫の

	勾配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。
	一 「略」
	二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査す

<p>五 第二十五条第 四号の火薬庫の 入口及び火薬庫</p>	<p>五 火薬庫の入口及び 火薬庫に通ずるトン ネルの入口の扉並び</p>	<p>三 第二十五条第 二号の火薬庫の 構造</p>	<p>三 火薬庫の維持管理 状況を、目視等によ り検査する。</p>	<p>四 第二十五条第 三号の火薬庫の 外壁と岩壁との 間の空間</p>	<p>四 火薬庫の外壁と岩 壁との間の空間の排 水の措置の維持管理 状況を、目視等及び 図面により検査す る。</p>
<p>五 第二十五条第 四号の火薬庫の 入口及び火薬庫</p>	<p>五 火薬庫の入口及び 火薬庫に通ずるトン ネルの入口の扉並び</p>	<p>三 第二十五条第 二号の火薬庫の 構造</p>	<p>三 火薬庫の維持管理 状況を、目視により 検査する。</p>	<p>四 第二十五条第 三号の火薬庫の 外壁と岩壁との 間の空間</p>	<p>四 火薬庫の外壁と岩 壁との間の空間の排 水の措置の維持管理 状況を、目視及び図 面により検査する。</p>

に通ずるトンネルの入口の扉

六 第二十五条第
六号の火薬庫の
地盤の厚さ

に火災及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面に

に通ずるトンネルの入口の扉

六 第二十五条第
六号の火薬庫の
地盤の厚さ

に火災及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面によ

<p>一 [略]</p>	<p>七 第二十五条第 七号の火薬庫の 入口又はトンネ ルの入口前方の 衝動波防止の措 置</p>
<p>一 [略]</p>	<p>より容易に判定でき る場合に限り、目視 等による検査に替え ることができる。</p> <p>七 火薬庫の入口又は トンネルの入口前方 の衝動波防止の措置 の維持管理状況を、 目視等及び図面によ り検査する。</p>
<p>一 [略]</p>	<p>五 地下式一級火薬 庫の基準</p>
<p>一 [略]</p>	<p>七 第二十五条第 七号の火薬庫の 入口又はトンネ ルの入口前方の 衝動波防止の措 置</p> <p>より容易に判定できる 場合に限り、目視に よる検査に替えるこ とができる。</p> <p>七 火薬庫の入口又は トンネルの入口前方 の衝動波防止の措置 の維持管理状況を、 目視及び図面により 検査する。</p>

<p>二 第二十五条の 二 第一号の火薬 庫の設置状況</p>	<p>二 火薬庫の設置場所 の状況を、目視等及 び図面により検査す る。</p>
<p>三 第二十五条の 二 第二号の火薬 庫の構造</p>	<p>三 火薬庫の維持管理 状況を、目視等によ り検査する。</p>
<p>四 第二十五条の 二 第三号の外部 構造と内部構造 との間の空間</p>	<p>四 火薬庫の外部構造 と内部構造との間の 空間の排水の措置の 維持管理状況を、目 視等及び図面により 検査する。</p>
<p>二 第二十五条の 二 第一号の火薬 庫の設置状況</p>	<p>二 火薬庫の設置場所 の状況を、目視及び 図面により検査す る。</p>
<p>三 第二十五条の 二 第二号の火薬 庫の構造</p>	<p>三 火薬庫の維持管理 状況を、目視により 検査する。</p>
<p>四 第二十五条の 二 第三号の外部 構造と内部構造 との間の空間</p>	<p>四 火薬庫の外部構造 と内部構造との間の 空間の排水の措置の 維持管理状況を、目 視及び図面により検 査する。</p>

<p>五 第二十五条の 二第五号の搬出 入用トンネル</p>	<p>五 搬出入用トンネル の維持管理状況及び 衝動波防止の措置の 維持管理状況を、目 視等及び図面により 検査する。</p>
<p>六 第二十五条の 二第六号の昇降 機その他火薬類 の運搬に用いる 設備</p>	<p>六 昇降機その他火薬 類の運搬に用いる設 備の維持管理状況を 、目視等及び図面に より検査する。</p>
<p>七 第二十五条の 二第七号の放爆</p>	<p>七 放爆用トンネルの 維持管理状況を、目</p>
<p>五 第二十五条の 二第五号の搬出 入用トンネル</p>	<p>五 搬出入用トンネル の維持管理状況及び 衝動波防止の措置の 維持管理状況を、目 視等及び図面により 検査する。</p>
<p>六 第二十五条の 二第六号の昇降 機その他火薬類 の運搬に用いる 設備</p>	<p>六 昇降機その他火薬 類の運搬に用いる設 備の維持管理状況を 、目視及び図面によ り検査する。</p>
<p>七 第二十五条の 二第七号の放爆</p>	<p>七 放爆用トンネルの 維持管理状況を、目</p>

用トンネル

八 第二十五条の
二第八号の火薬
庫の側面及び底
面の地盤の厚さ

視等及び図面により
検査する。

八 火薬庫の側面及び
底面の地盤の厚さを
、巻尺その他の測定
器具を用いた測定に
より検査する。ただ
し、当該測定におい
て、既定の厚さを満
たしていることが目
視等又は図面により
容易に判断できる場
合に限り、目視等に

用トンネル

八 第二十五条の
二第八号の火薬
庫の側面及び底
面の地盤の厚さ

視及び図面により検
査する。

八 火薬庫の側面及び
底面の地盤の厚さを
、巻尺その他の測定
器具を用いた測定に
より検査する。ただ
し、当該測定におい
て、既定の厚さを満
たしていることが目
視又は図面により容
易に判断できる場合
に限り、目視による

九 第二十五条の

二第九号及び第

十号の土かぶり

よる検査に替えるこ
とができる。

九 火薬庫の土かぶり

の維持管理状況を、

目視等により検査し

、及び当該土かぶり

を、巻尺その他の測

定器具を用いた測定

により検査する。た

だし、当該測定にお

いて、既定の厚さを

満たしていることが

目視等又は図面によ

九 第二十五条の

二第九号及び第

十号の土かぶり

検査に替えることが
できる。

九 火薬庫の土かぶり

の維持管理状況を、

目視により検査し、

及び当該土かぶりを

、巻尺その他の測定

器具を用いた測定に

より検査する。ただ

し、当該測定におい

て、既定の厚さを満

たしていることが目

視等又は図面により容

<p>二 第二十六条第 一項第一号の火</p>	<p>一 [略]</p>	<p>6 地上式二級火薬 庫の基準</p>	<p>十 第二十五条の 二 第十一号の警 戒設備</p>	
<p>二 火薬庫の維持管理 状況を、目視等によ</p>	<p>一 [略]</p>		<p>十 警戒設備の維持管 理状況を、目視等に より検査する。</p>	<p>り容易に判定できる 場合に限り、目視等 又は図面による検査 に替えることができ る。</p>
<p>二 第二十六条第 一項第一号の火</p>	<p>一 [略]</p>	<p>6 地上式二級火薬 庫の基準</p>	<p>十 第二十五条の 二 第十一号の警 戒設備</p>	
<p>二 火薬庫の維持管理 状況を、目視により</p>	<p>一 [略]</p>		<p>十 警戒設備の維持管 理状況を、目視によ り検査する。</p>	<p>易に判定できる場合 に限り、目視又は図 面による検査に替え ることができる。</p>

薬庫の構造	三・四 「略」	<p>五 第二十六条第 一項第二号の避 雷装置</p>	<p>六 第二十六条第 一項第三号の土 堤</p>	<p>七 第二十六条第 一項第四号の他 の二級火薬庫と の間に土堤を設 けない火薬庫の</p>
り検査する。	三・四 「略」	<p>五 避雷装置の維持管 理状況を、<u>目視等</u>に より検査する。</p>	<p>六 土堤の維持管理状 況を、<u>目視等</u>により 検査する。</p>	<p>七 他の二級火薬庫と の間に土堤を設けな い火薬庫の相互の距 離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測</p>
薬庫の構造	三・四 「略」	<p>五 第二十六条第 一項第二号の避 雷装置</p>	<p>六 第二十六条第 一項第三号の土 堤</p>	<p>七 第二十六条第 一項第四号の他 の二級火薬庫と の間に土堤を設 けない火薬庫の</p>
検査する。	三・四 「略」	<p>五 避雷装置の維持管 理状況を、<u>目視</u>によ り検査する。</p>	<p>六 土堤の維持管理状 況を、<u>目視</u>により検 査する。</p>	<p>七 他の二級火薬庫と の間に土堤を設けな い火薬庫の相互の距 離を、巻尺その他の 測定器具を用いた測</p>

		相互の距離
7	地中式二級火薬	
庫の基準		
一	〔略〕	
二	第二十六条第	

二	火薬庫に講ずる盗	定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の距離 を満たしていること が目視等により容易 に判定できる場合に 限り、目視等による 検査に替えることが できる。
一	〔略〕	

		相互の距離
7	地中式二級火薬	
庫の基準		
一	〔略〕	
二	第二十六条第	

二	火薬庫に講ずる盗	定により検査する。 ただし、当該測定に おいて、既定の距離 を満たしていること が目視により容易に 判定できる場合に限 り、目視による検査 に替えることができ る。
一	〔略〕	

<p>一 「略」</p>	<p>8 地上式三級火薬庫の基準</p>	<p>二項第一号の火薬庫の構造</p>	<p>三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫</p>	<p>三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>	<p>二項第一号の火薬庫の構造</p>
<p>一 「略」</p>					<p>難を防止するための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。</p>
<p>一 「略」</p>	<p>8 地上式三級火薬庫の基準</p>	<p>二項第一号の火薬庫の構造</p>	<p>三 第二十六条第二項第二号の穴を掘って設けられた火薬庫</p>	<p>三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。</p>	<p>二項第一号の火薬庫の構造</p>
<p>一 「略」</p>					<p>難を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。</p>

<p>二 第二十七条第 一項第一号の火 薬庫の壁</p>	<p>二 第二十七条第 一項第一号の火 薬庫の入口</p>
<p>二 火薬庫の壁の維持 管理状況を、目視等 により検査する。</p>	<p>二 火薬庫の壁の維持 管理状況を、目視等 により検査する。</p>
<p>二 第二十七条第 一項第一号の火 薬庫の壁</p>	<p>二 第二十七条第 一項第一号の火 薬庫の入口</p>
<p>二 火薬庫の壁の維持 管理状況を、目視に より検査する。</p>	<p>二 火薬庫の壁の維持 管理状況を、目視に より検査する。</p>

六	第二十七条第 一項第五号の火 薬庫の土堤
九	地中式三級火薬 庫の基準
一	〔略〕
二	第二十七条第 二項第一号の火 薬庫の地盤の厚 さ

六	土堤又は簡易土堤 の維持管理状況を、 目視等により検査す る。	理状況を、目視等に より検査する。
一	〔略〕	
二	火薬庫の地盤の厚 さを、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。	

六	第二十七条第 一項第五号の火 薬庫の土堤
九	地中式三級火薬 庫の基準
一	〔略〕
二	第二十七条第 二項第一号の火 薬庫の地盤の厚 さ

六	土堤又は簡易土堤 の維持管理状況を、 目視により検査す る。	持管理状況を、目視 により検査する。
一	〔略〕	
二	火薬庫の地盤の厚 さを、巻尺その他の 測定器具を用いた測 定により検査する。	

三 第二十七条第
二項第二号の火
薬庫の設置場所

ただし、当該測定に
おいて、既定の厚さ
を満たしていること
が目視等又は図面に
より容易に判定でき
る場合に限り、目視
等又は図面による検
査に替えることがで
きる。

三 火薬庫の設置場所
の状況を、目視等及
び図面により検査す
る。

三 第二十七条第
二項第二号の火
薬庫の設置場所

ただし、当該測定に
おいて、既定の厚さ
を満たしていること
が目視又は図面によ
り容易に判定できる
場合に限り、目視又
は図面による検査に
替えることができ
る。

三 火薬庫の設置場所
の状況を、目視及び
図面により検査す
る。

10	水蓄火薬庫の基
準	
一	第二十七条の
二	第一号の火薬
	庫の壁及び底面
二	第二十七条の
	第二号の火薬
	庫の屋根
三	第二十七条の
	二第三号の火薬
	庫の設備

一	火薬庫の壁及び底
	面の維持管理状況を
	、目視等により検査
	する。
二	火薬庫の屋根の維
	持管理状況を、目視
	等又は図面により検
	査する。
三	火薬庫に設置され
	ている水位計及び自
	動供給装置の設置の

10	水蓄火薬庫の基
準	
一	第二十七条の
二	第一号の火薬
	庫の壁及び底面
二	第二十七条の
	第二号の火薬
	庫の屋根
三	第二十七条の
	二第三号の火薬
	庫の設備

一	火薬庫の壁及び底
	面の維持管理状況を
	、目視により検査す
	る。
二	火薬庫の屋根の維
	持管理状況を、目視
	又は図面により検査
	する。
三	火薬庫に設置され
	ている水位計及び自
	動供給装置の設置の

<p>四 第二十七条の 二 第四号の火薬 類が流失するこ とを防止するた めの措置</p> <p>11 横穴式水蓄火薬 庫の基準</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二十七条の 三 第一号の火薬</p>	
--	--

	<p>状況を、目視等及び 図面により検査す る。</p> <p>四 火薬類が流失する ことを防止するた めの措置の維持管理状 況を、目視等又は図 面により検査する。</p>
--	--

<p>四 第二十七条の 二 第四号の火薬 類が流失するこ とを防止するた めの措置</p> <p>11 横穴式水蓄火薬 庫の基準</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二十七条の 三 第一号の火薬</p>	
--	--

	<p>状況を、目視及び図 面により検査する。</p> <p>四 火薬類が流失する ことを防止するた めの措置の維持管理状 況を、目視又は図面 により検査する。</p>
--	---

庫の内面	<p>三 第二十七条の 三 第二号の火薬 庫の前面の擁壁</p>	等により検査する。	<p>三 火薬庫の前面の擁 壁の維持管理状況を 、目視等により検査 する。</p>
<p>四 第二十七条の 三 第三号の火薬 庫の前面の擁壁 の出入口</p>	<p>四 火薬庫の前面の擁 壁に設けられた出入 口の水漏れを防ぐ措 置の維持管理状況を 、目視等により検査 する。</p>	<p>五 火薬庫の出入口に 講ずる盗難を防止す</p>	<p>五 第二十七条の 三 第四号の火薬</p>
庫の内面	<p>三 第二十七条の 三 第二号の火薬 庫の前面の擁壁</p>	により検査する。	<p>三 火薬庫の前面の擁 壁の維持管理状況を 、目視により検査す る。</p>
<p>四 第二十七条の 三 第三号の火薬 庫の前面の擁壁 の出入口</p>	<p>四 火薬庫の前面の擁 壁に設けられた出入 口の水漏れを防ぐ措 置の維持管理状況を 、目視により検査す る。</p>	<p>五 火薬庫の出入口に 講ずる盗難を防止す</p>	<p>五 第二十七条の 三 第四号の火薬</p>

12 実包火薬庫の基 準	庫に講ずる盗難 を防止するため の措置	一 第二十七条の 四第一項の基準	イ 「略」	ロ 第二十七条 の四第一項第 一号の火薬庫 の壁	ハ 第二十七条
--------------------	---------------------------	---------------------	-------	-----------------------------------	---------

	るための措置の維持 管理状況を、目視等 により検査する		イ 「略」	ロ 火薬庫の壁の維 持管理状況を、目 視等により検査す る。	ハ 火薬庫の屋根の
--	-----------------------------------	--	-------	---	-----------

12 実包火薬庫の基 準	庫に講ずる盗難 を防止するため の措置	一 第二十七条の 四第一項の基準	イ 「略」	ロ 第二十七条 の四第一項第 一号の火薬庫 の壁	ハ 第二十七条
--------------------	---------------------------	---------------------	-------	-----------------------------------	---------

	るための措置の維持 管理状況を、目視に より検査する。		イ 「略」	ロ 火薬庫の壁の維 持管理状況を、目 視により検査す る。	ハ 火薬庫の屋根の
--	-----------------------------------	--	-------	--	-----------

の四第一項第	維持管理状況を、	の四第一項第	維持管理状況を、
二号の火薬庫	目視等により検査	二号の火薬庫	目視により検査す
の屋根	する。	の屋根	る。
二 第二十七条の		二 第二十七条の	
四第二項の基準		四第二項の基準	
イ 「略」	イ 「略」	イ 「略」	イ 「略」
ロ 第二十七条	ロ 火薬庫の壁及び	ロ 第二十七条	ロ 火薬庫の壁及び
の四第二項第	屋根の維持管理状	の四第二項第	屋根の維持管理状
一号の火薬庫	況を、目視等によ	一号の火薬庫	況を、目視により
の壁及び屋根	り検査する。	の壁及び屋根	検査する。
ハ 第二十七条	ハ 窓が設けられて	ハ 第二十七条	ハ 窓が設けられて
の四第二項第	いないことを、目	の四第二項第	いないことを、目
二号の火薬庫	視等により検査す	二号の火薬庫	視により検査す

13 準 煙火火薬庫の基	全性	動に対する安	における地震	四号の火薬庫	の四第二項第	ホ 第二十七条	備	三号の警戒設	の四第二項第	ニ 第二十七条	の窓
											る。
13 準 煙火火薬庫の基	全性	動に対する安	における地震	四号の火薬庫	の四第二項第	ホ 第二十七条	備	三号の警戒設	の四第二項第	ニ 第二十七条	の窓
											る。
13 準 煙火火薬庫の基	全性	動に対する安	における地震	四号の火薬庫	の四第二項第	ホ 第二十七条	備	三号の警戒設	の四第二項第	ニ 第二十七条	の窓
											る。

一	〔略〕	一	〔略〕
二	第二十八条第 一号の火薬庫の 構造	二	火薬庫の維持管理 状況を、目視等によ り検査する。
三	〔略〕	三	〔略〕
四	第二十八条第 二号の火薬庫の 壁	四	火薬庫の壁の維持 管理状況を、目視等 により検査する。
五	〔略〕	五	〔略〕
六	第二十八条第 四号の火薬庫の 土堤	六	土堤、簡易土堤又 は防爆壁の維持管理 状況を、目視等によ り検査する。
一	〔略〕	一	〔略〕
二	第二十八条第 一号の火薬庫の 構造	二	火薬庫の維持管理 状況を、目視により 検査する。
三	〔略〕	三	〔略〕
四	第二十八条第 二号の火薬庫の 壁	四	火薬庫の壁の維持 管理状況を、目視に より検査する。
五	〔略〕	五	〔略〕
六	第二十八条第 四号の火薬庫の 土堤	六	土堤、簡易土堤又 は防爆壁の維持管理 状況を、目視により 検査する。

14	がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準	一 「略」	二 第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造	三 第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の
----	-------------------	-------	------------------------------	-------------------------------

		一 「略」	二 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。	三 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉の維持管理状況を、目視等又は図面
--	--	-------	--	---------------------------------------

14	がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の基準	一 「略」	二 第二十九条第一号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の構造	三 第二十九条第二号のがん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の
----	-------------------	-------	------------------------------	-------------------------------

		一 「略」	二 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。	三 がん具煙火貯蔵庫又は導火線庫の入口の扉の維持管理状況を、目視等又は図面に
--	--	-------	--	--

扉	15 避雷装置の基準	16 土堤の基準	<p>一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置</p>
により検査する。	15 第三十条の避雷装置の維持管理状況を、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。	<p>一 内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具</p>	<p>は火薬類一時置</p>
扉	15 避雷装置の基準	16 土堤の基準	<p>一 第三十一条第一号の土堤の内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置</p>
より検査する。	15 第三十条の避雷装置の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。	<p>一 内面の堤脚から火薬庫、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の本屋の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具</p>	<p>は火薬類一時置</p>

<p>堤の構造</p>	<p>場の本屋の外壁 までの距離</p> <p>二 第三十一条第 二号の切通の出 入口を設けた土</p>
	<p>を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、 既定の距離を満たし ていることが目視等 により容易に判定で きる場合に限り、目 視等による検査に替 えることができる。</p> <p>二 切通の出入口の維 持管理状況を、目視 等により検査する。</p>
<p>堤の構造</p>	<p>場の本屋の外壁 までの距離</p> <p>二 第三十一条第 二号の切通の出 入口を設けた土</p>
	<p>を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、 既定の距離を満たし ていることが目視に より容易に判定でき る場合に限り、目視 による検査に替える ことができる。</p> <p>二 切通の出入口の維 持管理状況を、目視 により検査する。</p>

<p>三 第三十一条第 三号のトンネル の出入口を設け た土堤の構造</p>	<p>四 第三十一条第 四号の土堤の勾 配</p>	<p>三 トンネルの出入口 の維持管理状況を、 目視等により検査す る。</p>	<p>四 土堤の勾配を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、 既定の勾配を満たし ていることが目視等 又は図面により容易 に判定できる場合に</p>
<p>三 第三十一条第 三号のトンネル の出入口を設け た土堤の構造</p>	<p>四 第三十一条第 四号の土堤の勾 配</p>	<p>三 トンネルの出入口 の維持管理状況を、 目視により検査す る。</p>	<p>四 土堤の勾配を、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。ただし、 当該測定において、 既定の勾配を満たし ていることが目視又 は図面により容易に 判定できる場合に限</p>

四の二 第三十一

条第四号の二の

土堤の高さ

限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

四の二 土堤の高さを

、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又

四の二 第三十一

条第四号の二の

土堤の高さ

り、目視又は図面による検査に替えることができる。

四の二 土堤の高さを

、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図

四の三 第三十一

条第四号の三の
土堤の頂部の厚

さ

は図面による検査に
替えることができる。

四の三 土堤の頂部の

厚さを、巻尺その他
の測定器具を用いた
測定により検査す
る。ただし、当該測
定において、既定の
厚さを満たしている
ことが目視等又は図
面により容易に判定
できる場合に限り、

四の三 第三十一

条第四号の三の
土堤の頂部の厚

さ

面による検査に替え
ることができる。

四の三 土堤の頂部の

厚さを、巻尺その他
の測定器具を用いた
測定により検査す
る。ただし、当該測
定において、既定の
厚さを満たしている
ことが目視又は図面
により容易に判定で
きる場合に限り、目

五 第三十一条第

五号の堤脚を土

留とする土堤

目視等又は図面による検査に替えることができる。

五 堤脚を土留とする

土堤の維持管理状況を、目視等により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていること

五 第三十一条第

五号の堤脚を土

留とする土堤

視又は図面による検査に替えることができる。

五 堤脚を土留とする

土堤の維持管理状況を、目視により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていること

面	七号の土堤の堤	路	七 第三十一条第	六 第三十一条第	六号の土堤を兼	用するときの通	が目視等又は図面に より容易に判定でき る場合に限り、目視 等又は図面による検 査に替えることができ る。
持管理状況を、目視	するための措置の維	り検査する。	七 土堤の崩壊を防止	六 土堤を兼用すると	きの通路の維持管理	状況を、目視等によ	
面	七号の土堤の堤	路	七 第三十一条第	六 第三十一条第	六号の土堤を兼	用するときの通	目視又は図面により 容易に判定できる場 合に限り、目視又は 図面による検査に替 えることができる。
持管理状況を、目視	するための措置の維	検査する。	七 土堤の崩壊を防止	六 土堤を兼用すると	きの通路の維持管理	状況を、目視により	

17 簡易土堤の基準	<ul style="list-style-type: none"> 一 「略」 二 第三十一条の 二 第一号の簡易 土堤の勾配
---------------	--

等により検査する。	<ul style="list-style-type: none"> 一 「略」 二 簡易土堤の勾配を 、巻尺その他の測定 器具を用いた測定に より検査する。ただ し、当該測定におい て、既定の勾配を満 たしていることが目 視等又は図面により 容易に判定できる場 合に限り、目視等又
-----------	---

17 簡易土堤の基準	<ul style="list-style-type: none"> 一 「略」 二 第三十一条の 二 第一号の簡易 土堤の勾配
---------------	--

により検査する。	<ul style="list-style-type: none"> 一 「略」 二 簡易土堤の勾配を 、巻尺その他の測定 器具を用いた測定に より検査する。ただ し、当該測定におい て、既定の勾配を満 たしていることが目 視等又は図面により容 易に判定できる場合 に限り、目視又は図
----------	--

二の二 第三十一
条の二第一号の
二の簡易土堤の
高さ

は図面による検査に
替えることができ
る。

二の二 簡易土堤の高
さを、巻尺その他
測定器具を用いた測
定により検査する。
ただし、当該測定に
おいて、既定の高さ
を満たしていること
が目視等又は図面に
より容易に判定でき
る場合に限り、目視

二の二 第三十一
条の二第一号の
二の簡易土堤の
高さ

面による検査に替え
ることができる。

二の二 簡易土堤の高
さを、巻尺その他
測定器具を用いた測
定により検査する。
ただし、当該測定に
おいて、既定の高さ
を満たしていること
が目視又は図面によ
り容易に判定できる
場合に限り、目視又

二の三 第三十一
条の二第一号の
三の簡易土堤の
頂部の厚さ

等又は図面による検査に替えることができる。

二の三 土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、

二の三 第三十一
条の二第一号の
三の簡易土堤の
頂部の厚さ

は図面による検査に替えることができる。

二の三 土堤の頂部の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目

18 防爆壁の基準	土堤の頂部	二第三号の簡易	四 第三十一条の	土堤の土留	二第二号の簡易	三 第三十一条の
18 第三十一条の三の防	視等により検査する。	維持管理状況を、目	四 簡易土堤の頂部の	板及び支柱の維持管	びに当該土留の側壁	目視等又は図面による検査に替えることができる。
18 防爆壁の基準	土堤の頂部	二第三号の簡易	四 第三十一条の	土堤の土留	二第二号の簡易	三 第三十一条の
18 第三十一条の三の防	視により検査する。	維持管理状況を、目	四 簡易土堤の頂部の	板及び支柱の維持管	びに当該土留の側壁	視又は図面による検査に替えることができる。

<p>備考 表中の「」は注記である。</p>		<p>爆壁の維持管理状況を 、目視等、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>
		<p>爆壁の維持管理状況を 、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。